2026年11月12日

各　位

会　　社　　名　　株式会社オルトプラスホールディングス
代　表　者　名　　代表取締役　　石　　井　　武
（コード番号：3672　東証スタンダード市場）
問　合　せ　先　　取締役　　石　　原　　優
（Tel.　050-5306-9094）

第三者割当による新株式及び第13回乃至第15回新株予約権の発行、第1回無担保普通社債（私募債）の発行、買取契約の締結、定款の一部変更並びに第11回新株予約権及び第12回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

Ⅰ．第三者割当による新株式及び第13回乃至第15回新株予約権の発行

当社は、2026年11月12日開催の当社取締役会において、ジーイエット株式会社（以下「ジーイエット」又は「新株式割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、G Future Fund1号投資事業有限責任組合（以下「G ファンド」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による株式会社オルトプラスホールディングス第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）及び第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）の発行、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。また、Gファンドとあわせて個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」といい、新株式割当予定先と新株予約権割当予定先をあわせて個別に又は総称して、「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による株式会社オルトプラスホールディングス第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といい、第13回新株予約権乃至第15回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、本新株式に係る総数引受契約及び本新株予約権に係る割当契約又は総数引受契約（以下、各割当予定先との間の総数引受契約、割当契約又は総数引受契約を個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）の各割当予定先との間での締結、並びにEVO FUNDを割当予定先とする株式会社オルトプラスホールディングス第1回無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）の発行及び本社債に係る買取契約（以下「本社債買取契約」といいます。）の締結を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株式及び本新株予約権の第三者割当による発行を「本第三者割当」といい、本第三者割当、本社債の発行並びに本買取契約及び本社債買取契約の締結を総称して「本件」といい、本第三者割当、本新株予約権の行使及び本社債の発行による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

また、当社は、同取締役会において、当社が2025年12月26日に第三者割当により発行した株式会社オルトプラス第11回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第11回新株予約権」といいます。）の残存する全部、及び同日に第三者割当により発行した株式会社オルトプラス第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）のうちGファンドが保有する全部を取得し、取得後直ちに消却することを決議しましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本件は、2026年12月24日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本新株式及び本新株予約権の有利発行、本資金調達による大規模な希薄化及び発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更等に関する議案が承認されることを条件としております。

１．募集の概要

＜本新株式の発行の概要＞

（1）	払込期日	2026年12月25日
（2）	発行新株式数	普通株式23,000,000株
（3）	発行価額	１株につき３円
（4）	調達資金の額	69,000,000円
（5）	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株式をジーイエットに割り当てます。
（6）	その他	本新株式の発行は、①本定時株主総会において、本新株式に係る有利発行、大規模な希薄化及び定款の一部変更等に関する議案が承認されること及び②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件とし、これらの事項を払込みの条件として規定する本買取契約を、本日、ジーイエットとの間で締結しております。

＜第13回新株予約権＞

（1）	割当日	2026年12月25日
（2）	発行新株予約権数	1,545,000個（新株予約権１個につき普通株式100株）
（3）	発行価額	総額15,450円（新株予約権１個当たり0.01円）
（4）	当該発行による潜在株式数	普通株式154,500,000株（新株予約権１個につき100株）
（5）	調達資金の額	463,515,450円（注）
（6）	行使価額	３円（行使価額の修正は行われません。）
（7）	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての第13回新株予約権をGファンドに割り当てます。
（8）	割当予定先	Gファンド
（9）	権利行使期間	2026年12月28日から2029年12月28日までとします。
(10)	その他	本新株予約権の発行は、①本定時株主総会において、第13回新株予約権に係る有利発行、大規模な希薄化及び定款の一部変更等に関する議案が承認されること及び②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件とし、これらの事項を払込みの条件として規定する本買取契約を、本日、Gファンドとの間で締結しております。 また、本買取契約において、Gファンドは、原則として本社債の全額が償還された後に限り第13回新株予約権を行使することができる旨（但し、EVOLUTION JAPAN証券株式会社の同意がある場合を除きます。）が定められております。

＜第14回新株予約権＞

（1）	割当日	2026年12月25日
（2）	発行新株予約権数	380,000個（新株予約権１個につき普通株式100株）
（3）	発行価額	総額3,800円（新株予約権１個当たり0.01円）
（4）	当該発行による潜在株	普通株式38,000,000株（新株予約権１個につき100株）

	式数	
（5）	調達資金の額	114,003,800円（注）
（6）	行使価額	３円（行使価額の修正は行われません。）
（7）	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての第14回新株予約権をGファンドに割り当てます。
（8）	割当予定先	Gファンド
（9）	権利行使期間	2028年１月１日から2031年１月６日までとします。
(10)	その他	本新株予約権の発行は、①本定時株主総会において、第14回新株予約権に係る有利発行、大規模な希薄化及び定款の一部変更等に関する議案が承認されること及び②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件とし、これらの事項を払込みの条件として規定する本買取契約を、本日、Gファンドとの間で締結しております。 第14回新株予約権は、2027年12月開催予定の当社定時株主総会において発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更の議案が否決された場合には、当社は第14回新株予約権を取得し、消却する予定です。 また、本買取契約において、Gファンドは、EVO FUNDが、本社債を保有している期間中は、原則として、第14回新株予約権を行使することができない旨（但し、EVOLUTION JAPAN証券株式会社の同意がある場合を除きます。）が定められております。

＜第15回新株予約権＞

（1）	割当日	2026年12月25日
（2）	発行新株予約権数	800,000個（新株予約権１個につき普通株式100株）
（3）	発行価額	総額8,000円（新株予約権１個当たり0.01円）
（4）	当該発行による潜在株式数	普通株式80,000,000株（新株予約権１個につき100株）
（5）	調達資金の額	240,008,000円（注）
（6）	行使価額	３円（行使価額の修正は行われません。）
（7）	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての第15回新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
（8）	割当予定先	EVO FUND
（9）	権利行使期間	2026年12月28日から2028年12月29日までとします。
(10)	その他	本新株予約権の発行は、①本定時株主総会において、第15回新株予約権に係る有利発行、大規模な希薄化及び定款の一部変更等に関する議案が承認されること及び②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件とし、これらの事項を払込みの条件として規定する本買取契約を、本日、EVO FUNDとの間で締結しております。 また、本買取契約には、EVO FUNDが第15回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することが規定されております。 なお、第15回新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれた金

	銭は、本社債の繰上償還に優先的に充当されます（詳細は下記「Ⅱ．第１回無担保普通社債（私募債）の発行」をご参照ください。）。

（注）上記＜第13回新株予約権＞乃至＜第15回新株予約権＞の各表における調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

２．募集の目的及び理由

（１）資金調達に至る背景

ａ．当社グループの事業及びこれまでの取組み

当社グループは、『笑顔あふれるセカイを増やす』というパーパス（存在意義）のもと、2010 年の創業以来、エンターテインメント＆ソリューション事業を展開しております。具体的には、①スマートフォン向けアプリを中心としたオンラインゲームの企画・開発・運営を行うゲーム事業、②主に法人顧客向けにクライアントが提供しているサービスの開発・運営を行うサービス開発事業、③ゲーム会社向けに人材サービス等を提供する技術・人材支援事業を展開しております。

当社グループの事業領域であるモバイルゲーム市場につきましては、2025 年の日本国内の市場規模は１兆6,634 億円（速報値）となり、アメリカ、中国に次いで世界第３位の規模を維持しております（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通モバイルゲーム白書 2026」）。一方で、コンテンツのリッチ化に伴う開発期間の長期化と開発費の増加により、ユーザー認知度の高い大型 IP タイトル（注１）や潤沢な開発資金を有する海外タイトルへの寡占化が進み、ゲームメーカー間の競争は激化しております。

当社グループは、運営タイトルの選択と集中、組織のスリム化、固定費の削減などの構造改善を進めてまいりました。これまでの経緯は 2025 年 11 月 20 日付「第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 12 回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表のとおりですが、当社グループは 2026 年９月期まで 13 期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、現在も継続して、収益構造の改善に向けて、自社パブリッシングによる新規タイトルの開発及び IP ポートフォリオの拡充を行い、収益の多様化を進めております。

ｂ．第９回及び第 10 回新株予約権による調達

当社は、2024年11月21日付「第三者割当による第９回及び第10回新株予約権の発行及び買取契約の締結、定款の一部変更並びに第７回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、収益構造の改善を実現するにあたり、国内外を問わず新たなタイトル・プロジェクトの獲得と開発・運営を拡大することを目的として、①新規タイトルの開発・運営資金及び②開発要員確保に係る資金を確保するために第９回及び第 10 回新株予約権を発行いたしました。同新株予約権については、2026 年 10 月 14 日までにすべての行使が完了し、発行価額を含め合計 1,023 百万円を調達いたしました。2026 年 10 月 31 日現在の充当状況は、①新規タイトルの開発・運営資金に768 百万円、②開発要員確保に係る資金26 百万円となっております。なお、①の充当金額 768 百万円のうち、2026 年 10 月分の 73 百万円については、本日現在、同月の月次決算が確定していないため、同月の予算額に基づく見積額を記載しております。当該見積額は確定した充当実績ではなく、実際の充当額とは異なる可能性があります。詳しくは、下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

当社は、当該資金により、新規タイトルの開発を進め、2025 年８月に海外ローカライズタイトル『忘却前夜』を、同年 12 月に中型国内 IP タイトル『戦国小町苦労譚 語絵巻 - カタリエマキ -』をリリースするとともに、大型国内 IP タイトル『カリスマダミス CHARISMA de MURDER MYSTERY』の開発を進めてまいりました。しかしながら、同タイトルについては、より高いクオリティでユーザーの皆様にお届けするため、ゲーム内コンテンツの拡充及びグラフィック・演出の品質向上に取り組むこととし、リリース時期を当初予定の 2026 年内から 2027 年春に変更いたしました。こうした品質向上のための開発期間の延長に伴い、人件費等の開発費

用が増加しております。また、開発パイプラインの見直しの中で、2026年９月にBILIBILI HK Limitedとの間で『イルシール』の日本国内におけるローカライズ及び配信・運営に関するライセンス契約を締結し、海外ローカライズタイトルとして新たに開発対象に加えました。これらにより、第９回及び第 10 回新株予約権による差引手取額1,006百万円では、①新規タイトルの開発・運営資金及び②開発要員確保に係る資金の必要資金の合計1,301百万円に対して294百万円が不足する見込みとなっております（詳細は、本日公表の「第三者割当による第９回及び第10回新株予約権並びに第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。

ｃ．第11回及び第12回新株予約権による調達

また、当社は、2025年11月20日付「第三者割当による第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2025年12月に、①M&A資金（株式会社オカザキホールディングス）、②M&A資金（その他）及び③暗号資産事業（新規事業）の事業用資金として、合計約11,100百万円の調達を予定して第11回及び第12回新株予約権を発行いたしました。しかしながら、当社株式の株価が第11回新株予約権の下限行使価額（30円）を下回って推移する場面が多くなったことなどから行使が進まず、本日までの調達額は発行価額を含め合計638百万円（差引手取額612百万円）に留まっております。また、第12回新株予約権については、本日まで行使はありません。

このため、2026年８月27日付「(変更)「株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携及び第三者割当増資引受け等による同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」の一部変更について」にて公表しましたとおり、株式会社オカザキホールディングスが実施する第三者割当増資の当社による引受けについては、払込みを２回に分け、2026年４月27日に第三者割当増資①（800株）の払込みを完了したものの、第三者割当増資②（800株）については払込期日を延期しております。下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当該第三者割当増資②（800株）に要する資金につき、第11回及び第12回新株予約権による調達資金（差引手取額）の未充当残額を除いた282百万円を、本資金調達による調達資金から充当のうえ、2027年１月～2027年９月に払込みを完了する予定です。（詳細は、本日公表の「第三者割当による第９回及び第10回新株予約権並びに第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。）また、当社は、第11回及び第12回新株予約権の行使のみに依存した資金調達には限界があるものと認識し、他の資金調達手法の検討等を進めてまいりました。なお、第11回及び第12回新株予約権に係る資金使途の内、②M&A資金（その他）及び③暗号資産事業（新規事業）の事業用資金には充当できておらず、暗号資産の購入には至っておりません。

上記のとおり、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使が当初想定どおり進まず、当初予定した規模の金額を確保できていない状況を踏まえ、当社は、限られた手元資金のもとで事業運営を継続するのみでは、新規タイトルの開発、IPポートフォリオの拡充等による収益の多様化を適切な時期に実行することができず、中長期的な成長機会を逸する可能性があると考えております。そのため、第11回新株予約権の残存する全部、及び第12回新株予約権のうちGファンドが保有する全部を取得及び消却したうえで、資金調達の実施の観点からより蓋然性の高い本新株予約権の発行によるリファイナンスを行うことが必要であると判断いたしました。本社債による先行調達資金を含む本資金調達による調達資金については、下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、①新規タイトルの開発・運営資金、②M&A資金（株式会社オカザキホールディングス）、③M&A資金（その他）及び④本社債の償還資金に充当する方針です。

ｄ．当連結会計年度における当社グループの取組み及び財政状況

当社グループは、2026年９月期において、自社パブリッシングタイトルの拡充に加え、資本業務提携先との協業と新たな収益源の創出に取り組んでまいりました。2025年11月に資本業務提携を行った株式会社オカザキホールディングスとは、自社パブリッシングタイトルのマーケティング強化、IPを起点としたコンテンツ展開及びグッズ事業を共同で推進しており、同社子会社が展開する『24スイーツショップ』へのフラン

チャイズ加盟により、保有 IP を組み合わせたスイーツセレクトショップ運営事業を 2026 年５月に開始し、同年８月に第１号店を開店いたしました。また、2026 年２月にはジーイエット株式会社と資本業務提携を行い、当社のシステム開発、IT・セキュリティ及び DX に関する知見を活用した支援や IP ビジネスにおける連携等を進めております。さらに、金融分野への参画を目的として、2026 年５月に中間持株会社である株式会社 Asset Layer を設立するとともに、暗号資産事業については、同年３月に BSQ Capital Partners との間で基本合意書を締結し、運用方針の具体化及び運用体制の整備について検討を進めております。

加えて、各事業の特性に応じた機動的な意思決定と業績責任の明確化、M&A 等による非連続な成長の加速を目的として、2026 年 10 月 1 日付で持株会社体制に移行し、商号を「株式会社オルトプラスホールディングス」に変更いたしました。

しかしながら、本日公表の「2026 年９月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、当連結会計年度における売上高は 2,568,575 千円（前年比 11.4%減)、営業損失は 636,824 千円（前期は 467,294 千円の営業損失)、経常損失は 1,191,686 千円（前期は 441,545 千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は 1,281,539 千円（前期は 434,656 千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。なお、当連結会計年度においては、持分法適用関連会社である株式会社オカザキホールディングスについて、同社の業績に基づく持分相当額の損失及びのれん相当額の償却を計上したことに加え、当社の個別財務諸表において同社株式の減損処理を行ったことに伴い、持分法による投資損失 557,261 千円を営業外費用に計上しております（詳細は、本日公表の「特別損失（関係会社株式評価損・減損損失）及び営業外費用（持分法による投資損失）の計上に関するお知らせ」をご参照ください。)。当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は 645,053 千円となっております。

以上のとおり、当社グループは、2026 年９月期において、13 期連続の営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

（注１）IP タイトルとは、アニメや漫画、キャラクター等の知的財産権（Intellectual Property）を利用して開発・運営されているゲームを指します。

（２）資金調達の目的

このような状況において、当社グループは、当該事象又は状況の早期解消を図るべく、開発を進めてきた新規タイトルをリリースして収益化を図るとともに、資本業務提携先との協業及び M&A により収益機会の多様化を進めることが重要であると認識しております。しかしながら、上記のとおり、これまでの資金調達では、これらの施策に必要な資金を確保できておらず、また、当社グループの 2026 年９月末の現金及び預金の残高は 645 百万円、同期の営業活動によるキャッシュ・フローは△508 百万円であり、営業活動による資金の流出が続く中で、これらの施策に必要な資金を手元資金のみで賄うことは困難な状況です。

具体的には、当社グループは以下①から③に記載の施策を進めることを企図しており、そのための資金を確保する必要があると考えております。

① 新規タイトルの開発・運営資金

当社グループが開発を進めている新規タイトルである、『カリスマダミス CHARISMA de MURDER MYSTERY』及び『イルシール』は、それぞれ 2027 年春及び 2027 年内のリリースを予定しており、これらは、当社グループの売上及び収益の回復に向けた中核となるタイトルとなり得ると考えております。リリースに向けた最終段階の開発、ライセンス料の支払及び集客のためのプロモーションに必要な資金を確保できなければ、リリースの遅延や集客の不足により、投下した開発費用に見合う収益を得られないおそれがあります。このため、第９回及び第 10 回新株予約権による調達資金で不足する額を、本資金調達により最優先で確保する予定です。

② M&A 資金（株式会社オカザキホールディングス）

株式会社オカザキホールディングス（詳細は、下記の会社概要をご参照ください。）との資本業務提携は、単にマーケティングに関する委託先を確保するのではなく、同社とのシナジーを活かして当社のマーケティング体制そのものを再構築し、IP を起点とした全方位的なブランド戦略を共同で推進することを目的としており、上記①の新規タイトルの集客においても重要な役割を担うものであると考えております。同社との資本業務提携契約に基づく第三者割当増資②の引受けを実行し、両社の提携関係をより強固なものとするため、本資金調達により必要な資金を確保する予定です。

株式会社オカザキホールディングスの会社概要

（1）名称	株式会社オカザキホールディングス	
（2）所在地	東京都港区南青山二丁目２番８号	
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役 岡﨑太輔	
（4）事業内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	
（5）資本金	30 百万円（2026 年３月 31 日現在）	
（6）設立年月日	2025 年４月 25 日（決算月３月）	
（７）大株主及び持株比率（2026 年 10 月 31 日現在）	岡﨑太輔　68.42%、当社　31.58%	
（8）上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は、当該会社の普通株式 1,200 株（議決権比率 31.58%）を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	当社グループは、当該会社の子会社であるトゥエンティフォー株式会社との間で『24 スイーツショップ』のフランチャイズ契約を締結しております。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の持分法適用関連会社であり、当社の関連当事者に該当します。
（9）最近３年間の業績	2026 年３月期：純資産 33 百万円、総資産 1,843 百万円。 株式会社オカザキホールディングス傘下会社の売上高合計（2025 年４月～2026 年３月、未監査の概算）：2,682 百万円 （注）当該会社は 2025 年４月 25 日設立であり、2026 年３月期（単体）の数値を記載しております。なお、当該会社の意向により、上記項目以外の記載は控えさせていただきます。	

③ M&A 資金（その他）

当社は、持株会社体制への移行により、M&A や資本業務提携先の企業、新規に立ち上げる事業をグループに迅速かつ円滑に受け入れる体制を整えました。現時点において具体的な M&A 案件はございませんが、既存事業とのシナジー創出及び中長期的な収益基盤の強化に向けて、機動的に M&A を実行するため、必要な資金を事前に確保する予定です。実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、その機会を逸失する可能性があることから、これを逸しないためにも、予め想定される資金を確保する必要があると考えており、また、案件が具体化した場合において、相手方に対して有利に交渉を進めたり、他の買主候補に対する競争力を確保する観点からも、あらかじめ資金を確保しておくことが必要不可欠と考えております。もっとも、本資金調達は大規模な希薄化及び割当予定先に有利な条件での発行を伴うものであることから、当社は、現時点で③に係る資金の調達を行うことの合理性についても検討いたしました。G ファンドからは、株価の推

移にかかわらず当社の資金需要に応じて第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権を行使する方針であることを確認しており、③に係る資金は、M&A 案件の具体化等の当社の資金需要に応じて段階的に調達することを想定しているため、③に係る希薄化が一度に生じるものではありません。また、③に係る金額は 147 百万円と、本資金調達による差引手取概算額（874 百万円）の約 17%に相当しますが、本新株予約権の行使の状況等により調達額が不足する場合には、その時点の資金需要に応じて③の資金を調整することとしております。他方で、案件が具体化した時点で改めて資金調達を行う場合には、その時点の株価や市場環境によっては、本資金調達と比べて不利な条件での調達となり、又は調達自体が困難となるおそれがあり、そのような場合には、不利な条件での資金調達や案件機会の逸失によって、本資金調達により③の資金を調達しない場合と比較して、当社の企業価値の観点から不利益となる可能性があると考えております。さらに、案件の検討及び準備段階においても、初期検討やデューデリジェンスの費用、外部専門家（FA や弁護士）への報酬、社内体制整備費用など、初期費用が必要となりますが、必要な資金を手元資金のみで賄うことは困難な状況です。以上を踏まえ、当社は、上記のように③に係る資金を確保することの必要性が高いことにも鑑みて、本資金調達が大規模な希薄化及び割当予定先に有利な条件での発行を伴うということを踏まえてもなお、現時点で本資金調達により③に係る資金を併せて確保することによって当社の企業価値向上に努めることに合理性があると判断いたしました。なお、支出予定時期において具体的な M&A 案件がない場合には、当該資金は、暗号資産の購入に充当する予定です。具体的な暗号資産の購入及び運用事業の計画については下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途　③ M&A 資金（その他）」をご参照ください。

本新株式の割当てについて

本資金調達のうち本新株式（23,000,000 株、調達額 69 百万円）については、当社の主要株主である筆頭株主であり、その他の関係会社であるジーイエットに割り当てます。

当社は、2026 年２月 24 日付「ジーイエット株式会社との資本業務提携契約の締結、及び当社の主要株主による当社株式の売出しに関するお知らせ」にて公表のとおり、ジーイエットとの間で資本業務提携契約を締結しております。同契約に基づき、当社のシステム開発、IT・セキュリティ及びデータ基盤構築に関する知見と人的リソースを活用したジーイエットの基幹システム、データ基盤、情報セキュリティその他の IT インフラ及び DX 施策の企画・構築・運用の支援、デジタルマーケティング及び CRM に関する施策の支援、IP ビジネスの共同活用並びに両社の顧客・ユーザ基盤を活用した新規事業の検討等において連携を進めております。

ジーイエットに対する本新株式の第三者割当は、当社グループとジーイエットとの資本関係を一層強化し、上記の業務提携の実効性を高めるとともに、新株予約権の行使状況に左右されることなく、払込期日において確実に資金を確保することを目的とするものです。本新株式の発行により調達する資金は、本社債の発行により調達する資金とあわせて、上記①の新規タイトルの開発・運営資金に優先的に充当いたします。

以上のとおり、当社は、収益構造の改善及び財務基盤の安定化を図り、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を早期に解消することを目的として、本資金調達を行うことといたしました。

なお、本資金調達により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期については、下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

３．資金調達方法の概要及び選択理由

（１）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、株式割当予定先であるジーイエットに対して本新株式を、新株予約権割当予定先である G ファンドに対して行使価額が固定された第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権を、同じく新株予約権割当予定先である EVO FUND に対して行使価額が固定された第 15 回新株予約権及び本社債を、それぞれ割り当て、本新株式及び本社債の払込み並びに新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社に資金が払い込まれる仕組みとなっております。

本新株式、本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

＜本新株式＞

当社は、株式割当予定先に対して、本新株式 23,000,000 株を１株当たり３円(発行価額の総額 69,000,000 円)で発行します。本新株式の払込みにより、払込期日において 69,000,000 円の資金を確保いたします。

＜本新株予約権＞

当社は、G ファンドに対して、行使期間を 2026 年 12 月 28 日から 2029 年 12 月 28 日までとする第 13 回新株予約権 1,545,000 個及び行使期間を 2028 年１月１日から 2031 年１月６日までとする第 14 回新株予約権 380,000 個を、EVO FUND に対して、行使期間を 2026 年 12 月 28 日から 2028 年 12 月 29 日までとする第 15 回新株予約権 800,000 個を、それぞれ発行し、新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 272,500,000 株(第 13 回新株予約権：154,500,000 株、第 14 回新株予約権：38,000,000 株、第 15 回新株予約権：80,000,000 株)です。また、本新株予約権の行使価額はいずれも３円で固定されており、行使価額の修正は行われません。なお、本新株予約権全てが行使された場合には発行済株式総数が本日現在の発行可能株式総数を超える状況となるところ、そのような状況を避けるため、第 14 回新株予約権は、2027 年 12 月開催予定の当社定時株主総会において発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更が承認された場合に限り行使することができます。また、本買取契約において、G ファンドは、原則として本社債の全額が償還された後に限り第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権を行使することができる旨(但し、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の同意がある場合を除きます。)が定められております。

＜本社債＞

なお、新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、本新株予約権の発行が本定時株主総会において承認された場合には、2026 年 12 月 25 日付で EVO FUND に対して以下に記載の概要にて発行価額総額最大 150,000,000 円の本社債を発行する予定です。第 15 回新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、本社債の償還に用いられる見込みです。なお、第 15 回新株予約権の発行が本定時株主総会において承認されなかった場合には、本社債は発行されません。

＜本社債の概要＞

１．	名称	株式会社オルトプラスホールディングス第１回無担保普通社債
２．	社債の総額	150,000,000 円
３．	各社債の金額	金 3,750,000 円
４．	払込期日	2026 年 12 月 25 日（金）
５．	償還期日	2028 年 12 月 29 日（金）
６．	利率	年率 0.0％
７．	発行価額	額面 100 円につき金 100 円
８．	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
９．	償還方法	満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 ①　当社は、繰上償還を希望する日（以下、「繰上償還日」という。）の５営業日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前までに本社債に係る社債権者（以下、「本社債権者」という。）に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 ②　2026 年 12 月 25 日（当日を含む。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義する。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の５営

業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。
「基準金額」は３円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。

③ 当社が、当社株式若しくは当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行うことを決定した場合又は公表した場合、又はデット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行若しくは当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行うことを決定した場合又は公表した場合、本社債権者は、繰上償還日の５営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が本社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第 194 条第３項に基づく自己株式の売渡しを行う場合、当社の株式報酬制度に基づき当社が当社又は当社子会社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社又は当社子会社の役職員に対してストックオプションとして当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の発行、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本新株式を発行する場合、本社債の発行日時点で存在する新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではない。

④ 組織再編行為による繰上償還
当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で当社と本社債権者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。

⑤ 上場廃止等による繰上償還
当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。

⑥ 大株主の異動による繰上償還
当社において、50％を超える議決権を単独で又は共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第５項及び第６項に規定するものを意味する。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債

の金額100円につき金100円で償還します。

⑦ スクイーズアウトによる繰上償還
当社において、当社普通株式の一部又は全てを全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当該種類株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第１項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の11営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。

⑧ 本項(2)ないし(7)にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込期日から６ヶ月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の５営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。

⑨ 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、各社債の金額（3,750,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の３営業日後の日（当日を含む。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金100円で繰上償還します。

10. 総額引受人　EVO FUND

11. 資金使途　本社債の発行により調達する資金の額は、150 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。
本社債の発行により調達する資金についても併せて、下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の①新規タイトルの開発・運営資金に充当する予定です。

（２）資金調達方法の選択理由

当社は、2025年11月20日付「第三者割当による第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の発行並びに買取契約の締結、定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「前回開示」といいます。）にて開示いたしましたとおり、2025年12月26日にEVO FUNDを割当先とする第11回新株予約権並びにGファンド、石井武氏（以下「石井氏」といいます。）及び岡﨑太輔氏（以下「岡﨑氏」といいます。）を割当先とする第12回新株予約権を発行いたしました。

しかしながら、これらの新株予約権の発行後、当社の株価が当初の想定を下回り、第 12 回新株予約権の行使が進まなかったことから、当社は、第12回新株予約権の行使を促進するため、2026年７月10日開催の取締役会において、第 12 回新株予約権の発行要項第 10 項第（１）号の規定に基づき、第 12 回新株予約権の行使価額を当初の54円から下限行使価額である30円に修正することを決議いたしました（詳細は、同日付「第12回新株予約権の行使価額の修正に関するお知らせ」をご参照ください。）。もっとも、当該修正後も、当社の株価は、第 11 回新株予約権の下限行使価額及び第 12 回新株予約権の本日現在の行使価額である 30 円を下回る水準で推移したことから、本日までに、第 11 回新株予約権については151,880個（潜在株式数15,188,000株）が行使されたにとどまり、第 12 回新株予約権のうちGファンドが保有するものについては行使が行われておらず、前回開示に記載の資金使途に必要な資金の調達が停滞しております。

このような状況下で、当社は、2026年８月に、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾

井町４番１号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に対し、より実効性の高い資金調達手法について相談したところ、同月に、EJS から第 11 回新株予約権を取得、消却し、下限行使価額を第 11 回新株予約権よりも引き下げ、かつ、行使価額の修正に際してディスカウントを行わない新たな行使価額修正条項付新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。しかしながら、行使価額修正条項付新株予約権は株価の動向によって行使が進まず、第 11 回新株予約権と同様に必要な資金を適時に調達できないおそれがあることから、当社取締役会は、年内に資金調達が進む蓋然性の高い資金調達を希望し、その旨を EJS に伝えるとともに、他の投資家も含めて再検討することといたしました。かかる再検討の過程において、当社が EJS に再度相談したところ、本社債の発行に加え、EVO FUND に対して、有利発行に該当する払込金額及び行使価額による行使価額固定型の新株予約権（目的となる株式の数：295,500,000 株）を発行する資金調達の提案を受けました。当該提案を検討する中で当社は G ファンド保有分の第 12 回新株予約権を取得及び消却し、本新株予約権にリファイナンスすることでより蓋然性の高い資金調達が可能となると判断いたしました。当社は、当該提案について、本社債の発行により払込期日において一定の資金を確保できるとともに、行使価額を固定することにより新株予約権の行使の蓋然性が高まることから、年内に資金調達を確定できる有力なスキームであると認識いたしました。もっとも、当社の資金需要に照らすと年内に調達できる金額を増額する必要があったことから、当社は、筆頭株主であるジーイエットに対して当社普通株式による追加出資について相談したところ、ジーイエットが当社の親会社とならない範囲の株式数とすることを条件に、これを快諾いただきました。なお、本新株式の払込金額については、ジーイエットから、EVO FUND が引き受ける新株予約権の行使価額を上限としたい旨の要望を受けております。

また、EVO FUND からは、新株予約権の行使により取得する当社普通株式を中長期的に保有する方針ではなく、市場で順次売却していく方針である旨の説明を受けていたことから、当社は、市場における当社普通株式の売り需給を緩和させることを目的として、当社の既存株主であり、過去に当社が発行した新株予約権の行使実績もある G ファンドに対して新株予約権の引受けについて相談いたしました。その結果、G ファンドからは、その行使価額が同時に発行する他の新株予約権の行使価額と同額であることを条件に、これを快諾いただきました。

そのうえで、当社は、最終的に EVO FUND に割り当てる新株予約権の数を、当初の提案から、ジーイエットに割り当てる本新株式の数並びに G ファンドに割り当てる第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権の目的となる株式の数を控除した数量（第 15 回新株予約権 800,000 個（目的となる株式の数：80,000,000 株））に減らすことといたしました。以上の経緯を経て、当社が必要とする資金調達の手法として本スキームにたどり着きました。

なお、当社は、ジーイエット及び G ファンドからの上記の要望を受け、本新株式の発行価格並びに第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権の行使価額を３円より高い水準とすること、及び発行数量・調達額を減額することによりディスカウントの程度を抑えることについても検討し、両社と協議いたしました。しかしながら、ジーイエット及び G ファンドからは、ジーイエット及び G ファンドは、短期保有目的である EVO FUND と異なり、取得する当社普通株式を中長期的に保有する方針であり、EVO FUND よりも長期にわたって当社株価の変動リスクを負担することとなるため、EVO FUND よりも不利な条件で引き受けることは困難であることの説明を受けております。また、G ファンドからは、第 12 回新株予約権の取得及び消却に応じるにあたっては、同時に発行する他の新株予約権の行使価額と同額であることが前提であること、当社の資金需要に応じて、出来る限り協力的に権利行使を行う方針とするためには、行使価額が第 15 回新株予約権の行使価額を上回らないことが前提となることの説明を受けております。さらに、発行数量・調達額の減額については、上記のとおり、EVO FUND に割り当てる新株予約権の数は、当社の資金需要を前提として、ジーイエット及び G ファンドへの割当数量を控除して設定したものであり、ジーイエット及び G ファンドへの割当数量を減額した場合には、当社が必要とする資金を確保できなくなるか、又は短期保有目的である EVO FUND への割当数量を増加させることとなり、市場における売り需給の緩和という目的に反することとなるため、当社としては、ジーイエット及び G ファンドへの割当数量を減額することは適切ではないと判断いたしました。以上を踏まえ、当社は、ジーイエット及び G ファンドの要望を受け入れ、本新株式の発行価格並びに第 13 回新株予約権及び第 14 回新

株予約権の行使価額を、第15回新株予約権の行使価額と同額の３円とすることといたしました。

本スキームは、(a)本新株式及び本社債の発行により、払込期日において一定の資金を確保することができること、(b)当社の株価推移や出来高の状況に鑑みて、本新株予約権の行使価額を３円に固定して設定することにより、割当予定先による行使の蓋然性及びそれに伴う資金調達実効性を高めることができること、(c)第15 回新株予約権の行使に伴い払い込まれた金銭が本社債の繰上償還に充当されることにより、本社債に係る当社の負債が段階的に解消される設計となっていることを特徴としております。

本日現在、第11回新株予約権は548,120個（潜在株式数54,812,000株）、第12回新株予約権のうちGファンドが保有するものは920,000 個（潜在株式数 92,000,000 株）が残存しておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、第11回新株予約権の取得日時点で残存する第11回新株予約権の全てを取得する旨の譲渡契約をEVO FUNDと、第12回新株予約権（Gファンド保有分）の取得日時点で残存する第12回新株予約権のうちGファンドが保有するもの全てを取得する旨の譲渡契約をGファンドと締結し、これらの全部を取得し、取得後直ちに消却することを決議しております。なお、石井氏及び岡﨑氏が保有する第 12 回新株予約権（合計380,000個、潜在株式数38,000,000株）は、取得及び消却の対象としておりません。

本スキームにより新たに発行される本新株式及び本新株予約権に係る株式数（合計295,500,000株）は、取得及び消却される第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権（G ファンド保有分）に係る潜在株式数（合計146,812,000 株）を上回るため、本スキームにより、当社普通株式の潜在的な希薄化の規模は増加いたします。この点については、下記「６．発行条件等の合理性（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照ください。

また、当社は、下記「（３）本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「（４）他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、第11回新株予約権及び第12回新株予約権による資金調達のリファイナンスとして、当社に必要となる資金を、既存株主の利益に配慮しつつ一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

なお、本買取契約及び本社債買取契約において、ロックアップ及び先買権に関する定めはありません。

＜第11回新株予約権の取得及び消却の内容＞

（１）	取得する新株予約権の名称	株式会社オルトプラス第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）
（２）	発行新株予約権総数（潜在株式数）	700,000 個（70,000,000 株）
（３）	本日現在までの行使済新株予約権数（潜在株式数）	151,880 個（15,188,000 株）
（４）	取得する新株予約権の数	取得日時点で残存する第11回新株予約権の全部 ＜参考：現時点における残存個数：548,120 個（潜在株式数 54,812,000 株）＞
（５）	取得価額	第11回新株予約権１個当たり５円 ＜参考：取得価額の総額：2,740,600 円＞
（６）	取得日	2026年12月15日
（７）	消却日	2026年12月22日
（８）	消却後に残存する新株予約権の数	０個

＜第12回新株予約権（Gファンド保有分）の取得及び消却の内容＞

（１）	取得する新株予約権の名称	株式会社オルトプラス第12回新株予約権
（２）	発行新株予約権総数（潜在株式数）	1,300,000 個（130,000,000 株）

（3）	本日現在までの行使済新株予約権数（潜在株式数）	０個（０株）
（4）	取得する新株予約権の数	取得日時点でＧファンドが保有する第 12 回新株予約権の全部 ＜参考：現時点における Ｇ ファンドの保有個数：920,000 個（潜在株式数 92,000,000 株）＞
（5）	取得価額	第 12 回新株予約権１個当たり３円 ＜参考：取得価額の総額：2,760,000 円＞
（6）	取得日	2026 年 12 月 18 日
（7）	消却日	2026 年 12 月 18 日
（8）	消却後に残存する新株予約権の数	380,000 個（石井氏及び岡﨑氏が保有する第 12 回新株予約権）

（注）上記の各表の個数及び株式数は2026年11月12日現在のものであり、取得日時点の残存個数により確定いたします。なお、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の取得価額の支払には、自己資金を充当いたします。

（3）本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

［メリット］

① 払込期日における資金の確保

本新株式及び本社債の払込みにより、払込期日において合計 219,000,000 円の資金を確保することができます。

② 行使価額及び最大交付株式数の限定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定（行使価額は３円）されており、いわゆる MS ワラントのように将来的に市場株価の変動によって行使価額が修正されることはありません。また、本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計 272,500,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

③ 行使時期の分散

Ｇファンドは原則として本社債の全額が償還された後に限り第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権を行使することができ、また、第 14 回新株予約権は 2028 年１月以降に限り行使することができることから、本新株予約権の行使時期は分散され、一時期に発生する希薄化も一定程度抑制されることが期待できます。

④ 本買取契約上の譲渡制限

第 15 回新株予約権は、本買取契約において、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 資金調達コストの削減

本新株式、本新株予約権及び本社債を同時に決議及び発行することにより、中長期にわたって複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

［デメリット］

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が

行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性

本新株予約権の行使価額は３円で固定されているため、株価が長期的に行使価額を下回る状況等では、本新株予約権の行使が行われず、本新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定通りにはできない可能性があります。

③ 株価上昇時に資金調達額が増加しないこと

本新株予約権の行使価額は固定されているため、株価が上昇した場合であっても、本新株予約権の行使により調達できる資金の額は増加しません。

④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

EVO FUND の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUND が第 15 回新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があり、当該売却により当社株価への下方圧力が生じる可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑥ 希薄化の発生

本新株式の発行及び本新株予約権の行使により、合計 295,500,000 株の当社普通株式が交付される可能性があり、既存株主の皆様の保有する株式の大規模な希薄化（発行済株式総数に対して、299.87％（議決権総数に対し 299.95％）（小数点以下第３位を四捨五入））が生じます。なお、第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権（G ファンド保有分）の取得及び消却により、これらに係る潜在株式数（合計 146,812,000 株）は消滅いたしますが、本スキームに係る株式数はこれを上回るため、潜在的な希薄化の規模は増加いたします。

⑦ 市場株価より低い発行価額及び行使価額での本新株式及び本新株予約権を発行することによる、割当予定先以外の既存株主の資産価値の大幅な希薄化

当社株式の市場株価からは大幅なディスカウントとなる発行価格及び行使価額での本新株式及び本新株予約権の発行となるため、割当予定先を除く全ての既存株主の資産価値に大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）が生じることになります。

⑧ 本社債について償還資金が必要となりうること

本社債については、第 15 回新株予約権の行使に伴い払い込まれた金銭により繰上償還することを想定しております。しかしながら、仮に第 15 回新株予約権の行使が進まない場合においても、償還期日までに（本社債権者によって繰上償還を請求された場合等には、繰上償還日までに）償還を行う必要があり、その場合、当該償還に係る資金の確保が必要となります。また、償還期日（又は繰上償還日）までに当該償還に係る資金が確保できない場合には、遅延損害金の負担が生じることとなります。

（４）他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受け手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりませんでした。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では資力等の問題から割当予定先である既存株主の参加率が非常に不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

(c) 新株式又は新株予約権のみの第三者割当増資

新株式のみの第三者割当増資は、即時に資金調達が可能である一方、当社の必要とする資金の全額を新株式の発行のみにより調達する場合には、一度に大規模な希薄化が生じ株価に直接的な影響を与える可能性が高く、また、現時点において当社の必要とする資金の全額を新株式により引き受けていただける適切な投資家は存在しないと考えております。他方で、新株予約権のみの第三者割当では資金調達の額及び時期について不確実性があるとともに、株式流動性や株価に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、本資金調達においては、ジーイエットに対する本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることといたしました。

(d) 包括的新株発行プログラム（STEP）

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができない等の柔軟性に欠ける点があります。これらの点を考慮の上、STEPは今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

② 転換社債型新株予約権付社債（CB）（転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債（MSCB）を含む。）

CBは、発行時に払込金額の全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性が高いため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。また、MSCBは、発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

③ 行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）

行使価額修正条項付新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正されることから行使の蓋然性が高い一方、株価下落時には行使価額が下方修正されることにより調達額が減少します。また、当社は、第11回新株予約権（行使価額修正条項付）において、株価が下限行使価額を下回る水準で推移したことにより行使が進まなかった経緯があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近２年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

⑤ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入れ又は社債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下する他、収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり実際の調達には困難が伴うことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。なお、本スキームにおける本社債は、第15回新株予約権の行使に伴い払い込まれた金銭により繰上償還されることを前提とし、払込期日における資金の確保を目的とするものであります。

＜特定引受人に関する事項＞

なお、（ⅰ）本資金調達によりGファンドに発行される第13回新株予約権及び第14回新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される普通株式192,500,000株に係る議決権の数1,925,000個に、（ⅱ）2026年11月12日付でGファンドが保有する当社普通株式16,197,300株に係る議決権の数161,973個を加えた議決権の数は2,086,973個であり、その結果、Gファンドは、当社の総議決権の数の最大71.71％（2026

年10月14日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数985,180個に当該(ⅰ)の議決権の数を加えた数である2,910,180個に対する割合。なお、本資金調達によりGファンドに対して発行される第13回新株予約権及び第14回新株予約権が全て行使され、ジーイエットへ本新株式が割り当てられ、EVO FUNDに対して発行される第15回新株予約権が全て行使された場合を前提とすると、52.97%。なお、Gファンドの子会社であるジーイエットに係る本新株式23,000,000株の議決権230,000個に、2026年９月30日付でジーイエットが保有する当社の発行済株式に係る議決権の数214,419個を加えた議決権の数は、444,419個であり、第13回新株予約権及び第14回新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合のGファンド及びその子会社であるジーイエットが保有する当社の議決権数割合は、80.61%、これらに加えて第15回新株予約権がすべて行使された場合を前提とすると64.25%。）（いずれも、小数第３位を四捨五入）を保有し得ることとなり、会社法第244条の２第１項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項及び会社法施行規則第55条の２に定める通知事項です。

(a)特定引受人の氏名又は名称及び住所
G Future Fund１号投資事業有限責任組合
東京都千代田区丸の内２丁目２番地１号

(b)特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数
2026年11月12日付で割当予定先が保有する当社普通株式の数を基準とした場合、2,086,973個になります。

(c)(b)の交付株式に係る最も多い議決権の数
1,925,000個

(d)(b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数
2026年10月14日時点の議決権数985,180個を基準とした場合、2,910,180個になります。

(e)特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由
当社は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様に不利益を与える可能性がありますが、本資金調達が、当社の当面の必要資金を確保した上で、当社の成長にあたり必要な資金を賄うものであり、やむを得ないと判断しております。

(f)特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査等委員会の意見
当社監査等委員会は、G ファンドとの間の第 13 回新株予約権及び第 14 回新株予約権に係る総数引受契約の締結について審議しました。

当社監査等委員会は、既存の第 11 回及び第 12 回新株予約権による資金調達が停滞していることを踏まえ、執行側が EJS に対して資金調達手法の相談を開始した後、次のとおり監督してまいりました。本スキームは一般株主及び少数株主が保有する株式の価値を著しく毀損するおそれがあることから、業務執行取締役に対し、一般株主への影響をより小さくする観点から代替となる資金調達手段を検討するよう求めました。あわせて、各手段のメリット・デメリット及び実現可能性を随時検討するよう求めました。そのうえで、概ね10 日に１度の頻度で執行側と協議を行い、検討の状況について適時に情報の共有を受けてまいりました。本件の審議にあたっては、業務執行取締役から、本資金調達の目的及び資金使途、他の資金調達方法との比較検討の経緯、発行条件の決定経緯及び第三者算定機関による算定結果、G ファンドの保有方針及び権利行使の方針及び払込みに要する財産の存在について説明を受け、関係資料を確認しました。

その結果、次の点から、当該総数引受契約の締結はやむを得ないものと判断いたします。

・当社グループは 13 期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。その中で、新規タイトルの開発・運営資金等を確保する必要性は高いと認められます。
・当社の手元資金の状況及び営業活動によるキャッシュ・フローの推移に照らすと、資金を確保すべき時期には制約があります。公募増資、株主割当増資、新株予約権付社債、借入れ等の他の資

金調達手段について検討がなされましたが、いずれも当該期間内に必要な資金を確保することは困難であったと認められます。

・G ファンドは当社と資本業務提携関係にあるジーエフホールディングス株式会社グループのファンドです。取得する株式を中長期的に保有し、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針であることを確認しています。

・本資金調達は、本定時株主総会における特別決議による承認を条件としており、株主の意思を確認する手続きがとられています。

他方で、本資金調達は市場株価から大幅にディスカウントした価額による有利発行です。大規模な希薄化により、既存株主に不利益を与える可能性があります。また、本新株予約権の行使により、G ファンドはその子会社であるジーイエットとあわせて当社の議決権の過半数を保有し、当社の親会社等となる可能性があります。

当社監査等委員会は、取締役会に対して次の２点を求め、今後もその状況を監査してまいります。

・調達資金を開示された使途に沿って適切に充当すること

・G ファンド及びその関係会社との取引について、少数株主の利益が不当に害されることのないよう、取引条件の公正性を確保する体制を整備し運用すること

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	886,527,250 円
② 発行諸費用の概算額	12,338,750 円
③ 差引手取概算額	874,188,500 円

（注）１．払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額（69,000,000 円）、本新株予約権の払込金額の総額（第 13 回新株予約権について 15,450 円、第 14 回新株予約権について 3,800 円、第 15 回新株予約権について 8,000 円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（第 13 回新株予約権について 463,500,000 円、第 14 回新株予約権について 114,000,000 円、第 15 回新株予約権について 240,000,000 円）を合算した金額であります。なお、本社債の払込金額（150,000,000 円）は、上記払込金額の総額に含めておりません。

２．発行諸費用の概算額は、弁護士費用（5,000,000 円）、有価証券届出書作成費用（1,296,000 円）、本新株予約権の算定評価報酬費用・本新株式に係る株式価値算定費用（2,000,000円）、登記費用（3,342,750 円）及び割当予定先に係る反社会的勢力との関係に関する調査費用（700,000 円）の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

３．本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

４．本社債（払込金額 150,000,000 円）は、本新株予約権の行使に先立って払込期日に資金を確保するために発行するものであり、本社債により調達した資金は下記（２）の①に充当し、その償還には、EVO FUND に割り当てる本新株予約権の行使により調達する資金を充当いたします（下記（２）の④）。このため、上記の払込金額の総額及び差引手取概算額には、本社債の払込金額を含めておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約874百万円（百万円未満を切捨て。以下、本（2）において「百万円」と記載されているものについて同じです。また、端数処理の関係上、各金額の合計が合計額と一致しない場合があります。）となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金　額（百万円）	支出予定時期
① 新規タイトルの開発・運営資金	294	2027年1月～2027年9月
② M&A資金（株式会社オカザキホールディングス）	282	2027年1月～2027年9月
③ M&A資金（その他）	147	2027年1月～2030年12月
④ 本社債の償還資金	150	2026年12月～2028年12月
合　計	874	－

（注）1．当社は、本資金調達により調達した資金を速やかに支出する計画でありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

2．上記具体的な使途につき、①に優先的に充当し、②及び③の間に優先順位を設けず、それぞれの支出時期に応じて充当いたします（ただし、②の必要額に達する前であっても、具体的なM&A案件の実行を決定した場合には③に充当することがあります。）。なお、③について、支出予定時期において具体的なM&A案件がない場合は、暗号資産の購入に充当する予定であります。また、本社債の発行により調達する150百万円は①に充当し、④については、EVO FUNDに割り当てる第15回新株予約権（目的となる株式の数は80,000,000株）の行使により調達する資金を優先的に充当し、本社債を償還いたします。本新株予約権の行使状況により実際の調達額が上記支出予定金額に満たない場合には、②及び③の金額をその時点の資金需要に応じて調整するとともに、①、②及び④に不足が生じた場合には、自己資金又は借入等も活用して対応する予定であります。

3．①の資金は、当社から当社子会社である株式会社オルトプラスに対する貸付けにより充当いたします。

4．資金使途又は金額について変更があった場合には、その内容を速やかに開示・公表いたします。

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① 新規タイトルの開発・運営資金

上記「2．募集の目的及び理由」に記載のとおり、『カリスマダミス CHARISMA de MURDER MYSTERY』の品質向上のための開発期間の延長に伴う開発費用の増加及び『イルシール』のローカライズ・配信の追加等により、第9回及び第10回新株予約権の資金使途である①新規タイトルの開発・運営資金として必要な資金1,262百万円のうち、第9回及び第10回新株予約権による調達資金のうち①に充当する967百万円では不足する294百万円について、本資金調達による調達資金から充当いたします。

内訳は、ライセンス料、当社子会社である株式会社オルトプラスの開発人材の人件費、外注費、サーバー費等のその他の費用、集客のためのプロモーション費用を予定しております。なお、両タイトルの開発・運営費用は、現時点では、2027年5月までに支出することを計画しており、第9回及び第10回新株予約権による調達資金を先に充当したうえで、同資金では不足する2027年3月以降の支出に本資金調達による調達資金（払込期日に払込みを受ける本新株式の払込金及び本社債の発行により調達する資金を含みます。）を充当する予定です。もっとも、開発の進捗に応じて支出時期が変動する可能性を考慮し、本資金調達により調達する資金の支出予定時期については2027年1月～2027年9月としております。

② M&A 資金（株式会社オカザキホールディングス）

上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社と株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携契約に基づき、株式会社オカザキホールディングスが実施する第三者割当増資②の引受けを実行し、両社の提携関係をより強固なものとするため、当該第三者割当増資②（800 株、320 百万円）に要する資金 320 百万円及びこれに付随する費用（主に紹介手数料）14 百万円の合計 334 百万円のうち、第 11 回及び第 12 回新株予約権による調達資金（差引手取額）の未充当残額 51 百万円を除いた 282 百万円を、本資金調達による調達資金から充当いたします。なお、当該第三者割当増資に係る払込金額（１株当たり 400,000 円）は、第三者によるデュー・デリジェンスの結果及び DCF 法による株価算定の結果を踏まえ、当事者間で協議・交渉のうえ決定したものです。第三者割当増資②の払込みの時期、引受株式数及び払込金額については、同社の業績動向及び本資金調達の状況等を踏まえ、同社と協議のうえ決定する予定です。なお、当社は、本日公表の「特別損失（関係会社株式評価損・減損損失）及び営業外費用（持分法による投資損失）の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、同社株式について関係会社株式評価損を計上しており、第三者割当増資②を当初の条件のまま実行した場合には、追加の損失が生じる可能性があります。そのため、当社は、同社の直近の業績及び財政状態を踏まえた株式価値を前提として、払込金額及び引受株式数を含む引受条件を見直すべく、同社と協議を行ってまいります。他方で、同社との資本業務提携は、上記①の新規タイトルの集客を含む当社のマーケティング体制の再構築及び IP を起点としたブランド戦略の推進において重要な役割を担っており、2026 年８月には同社子会社が展開する『24 スイーツショップ』へのフランチャイズ加盟によるスイーツセレクトショップの第１号店を開店するなど、協業の成果も出始めております。また、同社の傘下会社は一定の事業規模を有していることから、当社は、提携関係を維持・強化することが当社の中長期的な企業価値の向上に資すると考えております。引受条件については、当社にとって合理的な条件となるよう協議し、決定した場合には速やかに開示いたします。

③ M&A 資金（その他）

現時点において具体的な M&A 案件はございませんが、当社グループは、既存事業とのシナジー創出及び中長期的な収益基盤の強化を目的として、M&A の実行を重要な経営戦略の一つと位置付けております。当社としては、当社グループの IP や開発・運営ノウハウとのシナジーが見込まれる、規模の比較的小さい企業（現時点で利益を計上していないスタートアップ企業を含みます。）の株式取得や、一定の利益を計上している企業に対する資本業務提携を前提とした 20%未満の株式取得（少数出資）を検討したいと考えております。M&A は、案件の持ち込みから条件協議、デューデリジェンス、最終契約及びクロージングに至るまで一定のリードタイムを要し、少なくとも３～６か月程度の期間を要することを想定しております。このため、当社は M&A の実行を決定した段階で、調達資金を速やかに充当し、クロージングまでの必要資金を確実に確保することを方針としています。

そして、今後、当社グループの獲得した IP とシナジーが生み出せる企業との資本業務提携等は当社の重要な課題であり、各仲介会社に加え、資本業務提携先であるジーエフホールディングス株式会社、株式会社オカザキホールディングス及びジーイエットからも当社の特性（スマートフォン向けゲームの企画・開発・運営を通じて培ってきた IP を活用したコンテンツの開発・運営ノウハウ、システム開発・運用に係る技術力並びにデジタルマーケティング及びユーザーコミュニティ運営の知見等）を踏まえた適切な候補先を紹介いただけることが期待できる中で、個別の M&A 候補先との間で、その機会を逸することなくより具体的な検討・交渉を適時に進めるためには、M&A 資金に関する調達目途が立っていることが求められるため、予め機動的な資金を調達しておくことを目的とするものであります。具体的な M&A 案件が決定した場合には、十分に検討したうえで資金を充当し、速やかに開示いたします。

なお、支出予定時期において具体的な M&A 案件がない場合には、当該資金を暗号資産の購入に充当する予定です。この場合、暗号資産の購入及び運用は当社子会社である株式会社 Asset Layer において行い、当該資金は当社から同社に対する貸付けにより充当いたします。暗号資産の購入に資金使途を変更する場合には、適時適切に開示してまいります。当社は、2025 年 11 月 20 日付「新たな事業（暗号資産の購入及び運用事

業）の開始に関するお知らせ」に記載のとおり、暗号資産の購入及び運用事業を開始しておりますが、第11回新株予約権及び第 12 回新株予約権による資金調達が進まなかったことから、現時点において暗号資産の購入には至っておりません。当社は、2026 年３月 27 日付「暗号資産事業の推進に向けた BSQ Capital Partners との基本合意書（MOU）締結に関するお知らせ」に記載のとおり、ビットコインを中心とした暗号資産の戦略的保有・運用方針の具体化及び運用体制の整備並びに暗号資産の保管・管理、リスク管理、会計・開示・監査を含むガバナンス体制の構築について検討を進めており、暗号資産の購入にあたっては、これらの検討を踏まえ、ビットコインを中心とした暗号資産を段階的に取得することにより、価格変動リスクの低減を図る予定です。なお、2025 年 11 月 20 日付で公表した時点では、イーサリアム（ETH）等のステーキング対象となる主要暗号資産を中心に取得・運用することを想定しておりましたが、BSQ Capital Partners との検討を踏まえ、現時点では、流動性及び時価総額の規模等の観点から、ビットコインを中心とした保有・運用に方針を見直しております。

④ 本社債の償還資金

本社債は、本新株式及び本新株予約権と同時に EVO FUND に対して発行するものであり、払込日である 2026 年 12 月 25 日に払込みを受ける 150 百万円を上記①に充当いたします。本社債の償還については、EVO FUND に割り当てる本新株予約権（目的となる株式の数は 80,000,000 株）の行使により調達する資金を優先的に充当し、本新株予約権の行使に応じて順次償還する予定です。

前回までの資金調達の使途及び充当状況

なお、前回までの資金調達の使途及び充当状況は下記のとおりです。

(a) 第９回新株予約権及び第 10 回新株予約権による調達と充当状況

2024 年 12 月に発行した第９回新株予約権及び第 10 回新株予約権については、2026 年 10 月 14 日までにすべての行使が完了し、発行価額を含め合計 1,023 百万円（差引手取額 1,006 百万円）を調達いたしました。本日公表の「第三者割当による第９回及び第 10 回新株予約権並びに第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 12 回新株予約権の資金使途の変更に関するお知らせ」に記載の変更後の資金使途及び 2026 年 10 月 31 日時点の充当状況は以下のとおりです。なお、下記①の充当金額 768 百万円のうち、2026 年 10 月分の 73 百万円については、本日現在、同月の月次決算が確定していないため、同月の予算額に基づく見積額を記載しております。当該見積額は確定した充当実績ではなく、実際の充当額とは異なる可能性があります。

具体的な使途	調達金額（百万円）	充当金額（百万円）	支出予定時期
① 新規タイトルの開発・運営資金	967	768	2024 年 12 月～2027 年９月
② 開発要員確保に係る資金	38	26	2024 年 12 月～2027 年９月
合計	1,006	794	－

(b) 第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権による調達と充当状況

2025 年 12 月に発行した第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権については、本日までに発行価額を含め合計 638 百万円（差引手取額 612 百万円）を調達いたしました。本日公表の「第三者割当による第９回及び第 10 回新株予約権並びに第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 12 回新株予約権の資金使途の変更に関するお知らせ」に記載の変更後の資金使途及び 2026 年 10 月 31 日時点の充当状況は以下のとおりです。

具体的な使途	調達金額又は調達予定金額（百万円）	充当金額（百万円）	支出予定時期
① M&A 資金（株式会社オカザキホール	612	560	2026 年１月～2027 年９月

具体的な使途	調達金額又は調達予定金額（百万円）	充当金額（百万円）	支出予定時期
ディングス）			
② M&A 資金（その他）	135（注）	―	2026 年１月～2030 年 12 月
③ 暗号資産事業（新規事業）の事業用資金	1,000（注）	―	2026 年１月～2030 年 12 月
合計	1,747	560	―

（注）②及び③には、取得及び消却の対象とならない第 12 回新株予約権（石井氏及び岡﨑氏が保有する 380,000 個）が行使された場合の調達資金（現在の行使価額 30 円ですべて行使された場合、約 1,140 百万円）を充当します。③に 1,000 百万円を、②に当該調達資金から行使に係る費用及び③の金額を控除した残額を充当し、②及び③の間に優先順位は設けず、それぞれの支出時期に応じて充当いたします。なお、③の資金は、当社から当社子会社である株式会社 Asset Layer に対する貸付けにより充当し、同社において暗号資産の購入及び運用を行う予定です。なお、本新株式の払込金額及び本新株予約権の行使価額が発行要項所定の時価を下回る場合には、本第三者割当の実行に伴い、第12回新株予約権の行使価額は、第12回新株予約権の発行要項に基づき、2026 年 12 月 26 日以降、下方に調整される見込みであり、調達資金額も減少する見込みです。当該調整に関し、開示すべき事実が発生した場合には速やかに開示します。
また、本資金調達の①新規タイトルの開発・運営資金は、上記(a)の①新規タイトルの開発・運営資金において第９回及び第 10 回新株予約権による調達資金では不足する額を充当するものであり、また、本資金調達の②M&A 資金（株式会社オカザキホールディングス）は、上記(b)の①M&A 資金（株式会社オカザキホールディングス）において第 11 回及び第 12 回新株予約権による調達資金では不足する額を充当するものであり、それぞれ、同一の支出に重複して充当するものではありません。

５．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することで、開発を進めてきた新規タイトルをリリースして収益化を図るとともに、資本業務提携先との協業及び M&A により収益機会の多様化を図ることができ、当社の収益性を改善し、継続企業としての中長期的な企業価値を向上させることが期待されるため、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

６．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当は、発行価格が３円の本新株式の発行と行使価額が３円に固定された本新株予約権の発行を組み合わせたものです。本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額は現在の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら、当社としては、当社の事業環境及び財務状況の下では、本第三者割当と同等の有利発行を行うことなく、新規タイトルの開発等を進めるために必要な収益基盤及び事業基盤強化を行うための戦略的投資資金の調達を実現することは困難な状況であり、以下の理由に基づき、本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額に合理性があるものと判断しております。

① 本新株式

ア．払込金額の具体的な内容

本新株式の発行価格については、新株式割当予定先との間で本新株式の払込金額について協議を行った結果として、本新株予約権の行使価額と同額である、１株当たり３円に決定いたしました。新株式割当予定先であるジーイエットは、当社と 2026 年２月 24 日に資本業務提携契約を締結しており、同契約に基づき、デジタル領域の強化、エンジニアリソースの確保及び相互の顧客基盤の活用等を通じて当社と

事業上の連携を進める立場にあります。ジーイエットとしては、当社の事業基盤及び財務基盤の安定化が、当該資本業務提携の継続及び中長期的な事業価値の向上にとって重要であると認識しており、同社が必要な事業資金を確保し、事業継続及び収益改善に向けた取り組みを進めることが、中長期的な企業価値の維持・向上につながることを期待しているとのことです。当該価格を採用したのは、新株式割当予定先より、当社の財務状況及び本第三者割当がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、本新株式を引き受けるには、発行価格は３円が上限であるとの説明を受けており、本新株予約権の行使価額を超える発行価格で引き受けることは困難であることから、本新株式の発行価格について、本新株予約権の行使価額と同額に設定されるならば本新株式を引き受ける旨の提案があり、当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは当社が必要とする資金の確保ができないことから、本第三者割当が現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると判断したためです。当社としては、大幅なディスカウント及び株式の希薄化による既存株主への影響を踏まえても、上記の条件の下で必要な資金を早期に確保し、当社の事業基盤及び財務基盤の安定化を図るとともに、ジーイエットとの上記資本業務提携を継続・推進することが、当社の中長期的な企業価値の維持・向上につながり、ひいては、既存株主の利益にも資するものと考えております。こうした観点から、本新株式の発行価格を１株当たり３円とすることを受け入れ、本新株式の発行を実施することが必要であると判断いたしました。なお、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、当社は、本新株式の発行価格を３円より高い水準とすることについてもジーイエットと協議いたしましたが、ジーイエットからは、EVO FUND よりも不利な条件で引き受けることは困難である旨の説明を受けております。なお、本新株式の発行価格３円は、新株式割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しており、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026 年 11 月 11 日）における当社普通株式の終値 22 円に対して 86.4%（小数第２位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前取引日までの直近１ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値 22.10 円（小数第３位以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して 86.4%のディスカウント、同直近３ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値 26.34 円に対して 88.6%のディスカウント、同直近６ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値 27.46 円に対して 89.1%のディスカウントとなります。

イ．第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、新株式割当予定先との協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額を決定するに際して、また、本定時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定書の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、及び②DCF 法の各算定方法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、赤坂国際会計から 2026 年 11 月 12 日付で、株式価値算定書（以下「本新株式価値算定書」といいます。）を取得しております。本新株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

① 市場株価平均法：22.0 円から 27.5 円
② DCF 法：2.9 円から 4.2 円

市場株価平均法では、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026 年 11 月 11 日）を算定基準日として、当社株式の基準日終値 22 円、直近１ヶ月間の終値の単純平均値 22.10 円、直近３ヶ月間の

終値の単純平均値 26.34 円及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値 27.46 円を基に、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を 22.0 円～27.5 円と算定しております。DCF 法では、当社が作成した 2026 年９月期から 2029 年９月期までの４期分の事業計画（ただし、2025 年９月期の実績及び 2026 年９月期継続期間の実績を考慮）における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2027 年９月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の１株当たり株式価値の範囲を 2.9 円～4.2 円と算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとし、15.1%～18.8%を採用しております。また、当該事業計画の作成にあたっては、新株式割当予定先であるジーイエットは関与しておりません。また、当社株式の株式価値の算定手法において、時価純資産法は採用されておりません。赤坂国際会計より、純資産法等のコストアプローチについては、会計上の帳簿価額等が主として資産の取得価額等を基礎として計上されることに起因して、資産の現時点での売買可能金額を算定するという公正価値の概念に整合しない可能性があるものと考えられるため、赤坂国際会計で実施する株価算定業務においては、原則としては純資産法等のコストアプローチを採用しないことが一般的である旨伺っております。

ウ．本新株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

本新株式価値算定書に照らしても、DCF 法による算定結果（2.9 円から 4.2 円）の範囲内であること、また、前述のとおり、新株式割当予定先より、当社の財務状況及び本第三者割当がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、本新株式第三者割当を引き受けるには、発行価格は３円が上限であり、本新株予約権の行使価額を超える発行価格で引き受けることは困難との説明を受けていること、当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは当社が必要とする資金の確保ができないと考えていることを総合的に勘案し、当社は、本新株式の払込金額は妥当な金額であると判断しています。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に記載の諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を、公正性を期すために第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。当社は当該第三者算定機関が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。赤坂国際会計と当社及び新株予約権割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026 年 11 月 11 日）の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等並びに新株予約権割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（当社の株価（22 円）、ボラティリティ（53.4%）、予定配当額（０円／株）、無リスク利子率（1.9%）及び新株予約権割当予定先の本新株予約権の行使及び株式売却の際に株式処分コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（第 13 回新株予約権１個当たり１円、第 14 回新株予約権１個当たり１円及び第 15 回新株予約権１個当たり８円）を参考に、新株予約権割当予定先との間での協議を実施したところ、新株予約権割当予定先からは、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先である EVO FUND が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本第三者割当が現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考えたため、本新株予約権１個の払込金額を 0.01 円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて

公正価値を算定しております。当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、上記のとおり当該評価額を参考に新株予約権割当予定先との間で協議した結果、新株予約権割当予定先と合意した本新株予約権１個の払込金額は、当該評価額よりも低いことを踏まえると、上記の本新株予約権１個の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。

本新株予約権の行使価額が３円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定された理由としては、新株予約権割当予定先より、当社の 2026 年９月期第３四半期決算短信において公表した 2026 年６月末時点における財務状況及び 2026 年９月期以降の財務状況等の予想を踏まえて、新株予約権割当予定先において総合的に検討した結果、当社の財務状況及び本第三者割当がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の本新株予約権を行使できるようにするためには、行使価額は３円が上限であるとの説明を受けております。３円という価額については、現在の当社の財政状況及び直近数年間の業績の推移などを総合的に検討した結果、当社の純資産額の予想金額から支払予定金額を差し引いた金額をもとに、時価純資産法により新株予約権割当予定先が判断したものであるとのことです。さらに、新株予約権割当予定先のうち EVO FUND は、払込期日である 2026 年 12 月 25 日に本社債（150 百万円）を引き受けることにより、本新株予約権の行使に先立ち、年内に当社に対してアップフロントで資金を提供することとしておりますが、本社債は無担保であり、その償還には第 15 回新株予約権の行使に伴い払い込まれる金銭を優先的に充当することを前提としていることから、第 15 回新株予約権の行使の蓋然性を考慮すると、行使価額を３円とすることはやむを得ないと判断したとのことです。また、EVO FUND は、当社が 2026 年９月期までにおいて 13 期連続して損失を計上していることや、当社の時価総額が縮小傾向にあることを鑑みると、投資家として、第 15 回新株予約権の早期の行使を通じて本社債の繰上償還を促進し、本社債に係る信用リスクを早期に軽減したい意向であるとのことです。また、新株予約権の発行価額が僅少（0.0001 円/株）となっている点については、新株予約権割当予定先が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。当社といたしましては、既存株主の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社が 2026 年９月期までにおいて 13 期連続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となっており、継続企業の前提に関する注記が付されている状況から、こうした厳しい財務状況下において、資金支援先の確保は極めて困難であると考えており、発行条件を新株予約権割当予定先に一定程度有利な内容とすることはやむをえないものと判断しております。また、当社としても、第 15 回新株予約権の行使により本社債の繰上償還を早期に完了させ、その後の本新株予約権の更なる行使により、上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当するための追加の資金調達を実現することが、当社の収益基盤の確立には不可欠であると判断しております。すなわち、本資金調達による調達資金が実現しなければ、開発を進めてきた新規タイトルのリリース及び収益化に遅延が生じたり、M&A 実施による当社の中長期的な収益基盤の強化に支障が生じたりするなど、当社の収益構造の改善に支障が生じ、そのような場合には、既存株主の皆様が保有する株式の価値にも悪影響が及ぶおそれがあると考えております。本資金調達の成功により当社の収益基盤を確立することは既存株主への利益にもつながるため、当社の既存株主の株式価値への影響を加味しても、本資金調達の実現を優先し、本新株予約権の行使価額を３円とすることはやむを得ないと判断いたしました。

本新株予約権の行使価額３円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026 年 11 月 11 日）における当社普通株式の終値 22 円に対して 86.4%のディスカウント、同日までの直近１ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値 22.10 円に対して 86.4%のディスカウント、同直近３ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値 26.34 円に対して 88.6%のディスカウント、同直近６ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値 27.46 円に対して 89.1%のディスカウントであり、また、上記のとおり、本新株予約権の発行価額 0.01 円（普通株式１株当たり 0.0001 円）は、赤坂国際会計による本新株予約権の評価額（第 13 回新株予約権１個当たり評価額１円、第 14 回新株予約権１個当たり１円及び第 15 回新株予約権１個当たり８円、

第 13 回新株予約権の普通株式 1 株当たり評価額 0.01 円、第 14 回新株予約権の普通株式１株当たり評価額 0.01 円及び第 15 回新株予約権の普通株式１株当たり評価額 0.08 円）よりも低いことから、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。なお、本新株式について赤坂国際会計により株式価値算定結果の提供を受けており、本新株予約権の行使価額（３円）は、本新株式の DCF 法による株式価値算定結果（2.9 円から 4.2 円）の範囲内であります。

当社は当社の主要株主であり筆頭株主であるジーイエットを新株式割当予定先とし、EVO FUND 及び G ファンドを新株予約権割当予定先とすることが唯一かつ最善の手段であり、かつ、当社の資金需要に応えていることからすると合理性があるものと考えております。

当社取締役会としても、現在の当社の財政状況及び今後の資金需要並びに成長資金に係る資金調達が緊急に必要である状況を考慮すると、開発を進めてきた新規タイトルをリリースして収益化を図るとともに、資本業務提携先との協業及び M&A により収益機会の多様化を図る等収益構造の改善の実現に必要な金額及び本第三者割当による調達金額を他の方法で調達すること並びに新株式割当予定先及び新株予約権割当予定先から提案された現状の払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れず、他の資金調達先を探すことは難しいと判断しました。なお、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（４）他の資金調達方法」のとおり、本第三者割当以外の資金調達方法についても検討いたしましたが、公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資及び新株式又は新株予約権のみの第三者割当についてはいずれも実現が困難であるか、現実的に実現可能性がなく、新株予約権付社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債による資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、候補を見つけるのが困難であること、行使価額修正条項付新株予約権については当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があることを理由として、本第三者割当を実施する判断にいたりました。

新株予約権割当予定先からは、上記のとおり、現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。また、新株式割当予定先からは、現在の当社の状況及び本第三者割当により生じる希薄化を考慮すると、本新株予約権の行使価額を超える発行価額で引き受けることは困難であることから、本新株式の発行価額について、本新株予約権の行使価額と同額に設定したい旨の依頼がありました。当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは当社が必要とする資金及び資本増強の蓋然性を確保できないことから、本第三者割当が現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考え、かかる発行価額が引受の条件である旨の説明を受けたためこれを受け入れた上で株主の皆様のご判断を仰ぐことにした次第です。

大規模な金額の増資を確実に引き受けていただき、また議決権行使等の観点からも問題のない候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本第三者割当によって既存株主の皆様にご迷惑をお掛けすることを十分に認識し、株主の皆様のご理解をお願いするものであります。

以上のとおり、本新株式の払込金額及び本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。そのため、当社は、本定時株主総会において、会社法第 199 条第３項及び第 238 条第３項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、本新株式及び本新株予約権を発行することといたしました。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数 23,000,000 株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 272,500,000 株の合計 295,500,000 株（議決権数 2,955,000 個）は、2026 年 10 月 14 日現在における当社の発行済株式総数 98,543,233 株（議決権総数 985,180 個）に対して、299.87%（議決権総数に対し 299.95%）

（小数点以下第３位を四捨五入）にあたります。なお、本日開催の取締役会において取得及び消却を決議した第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権（G ファンド保有分）に係る潜在株式数は合計 146,812,000 株であり、これらの取得及び消却を考慮した株式数及び潜在株式数の純増は 148,688,000 株となります。また、本新株式の発行株式数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計 295,500,000 株に対し、取引所における当社普通株式の過去６ヶ月における１日当たり平均出来高は 286,702 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していると考えております。

したがって、既存株式の希薄化率が 25%以上となることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化及び株主構成の変化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様に多大なる不利益を与えることとなります。また、G ファンド及びジーイエットの持株比率は、2026 年９月 30 日現在、それぞれ 9.06%、23.69%であり、本第三者割当及び本新株予約権の行使によって両者の議決権比率が上昇することに伴い、その他の既存株主の当社経営に対する影響力が相対的に低下することとなります。もっとも、上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当するための追加の資金調達を実現することが、当社の収益基盤の確立には不可欠であると判断しております。すなわち、本資金調達による調達資金が実現しなければ、開発を進めてきた新規タイトルのリリース及び収益化に遅延が生じたり、M&A 実施による当社の中長期的な収益基盤の強化に支障が生じたりするなど、当社の収益構造の改善に支障が生じ、そのような場合には、既存株主の皆様が保有する株式の価値にも悪影響が及ぶおそれがあると考えております。このような当社の財務状況及び緊急の資金需要を考慮し、当社は、収益構造を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要があり、当社の既存株主の株式価値への影響を加味しても、これ以外に手段がないと判断しております。

また、EVO FUND の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により第 15 回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。EVO FUND が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。他方、新株式割当予定先は本新株式について、また G ファンドは本新株予約権の行使で取得した株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を口頭により確認しております。

７．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

① ジーイエット

(a) 名称	ジーイエット株式会社
(b) 所在地	東京都杉並区梅里一丁目７番７号
(c) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　木村　竜哉
(d) 事業内容	衣料品ならびに雑貨商品の販売、投資事業
(e) 資本金	2,582 百万円（2026 年９月 30 日現在）
(f) 設立年月日	1990 年６月１日
(g) 発行済株式数	92,007,638 株（2026 年９月 30 日現在）
(h) 決算期	２月末日
(i) 従業員数	480 名（連結）（2026 年８月 31 日現在）
(j) 主要取引先	タキヒョー(株)、美濃屋(株)、帝人フロンティア(株)、モリリン(株)、(株) 水甚
(k) 主要取引銀行	(株) 三井住友銀行、(株) 三菱ＵＦＪ銀行

(l)　大株主及び持株比率	（2026年８月31日現在） G Future Fund１号投資事業有限責任組合　59.38％ EVO FUND　2.88％ 楽天証券株式会社共有口　2.10％ 株式会社ＳＢＩ証券　1.79％ BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY（常任代理人　香港上海銀行東京支店）　0.93％ （注）持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する所有株式数の割合です。	
(m)　当事会社間の関係	資本関係	ジーイエットは、当社普通株式21,441,900株（2026年９月30日現在の当社の発行済株式総数に対する所有割合：23.68％）を保有しており、当社の主要株主である筆頭株主であるとともに、当社のその他の関係会社に該当します。また、ジーイエットの親会社であるGファンドは、当社普通株式16,197,300株（2026年10月14日現在の当社の発行済株式総数に対する所有割合：16.44％）を保有しております。なお、当社はジーイエットの株式を保有しておりません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、2026年２月24日付でジーイエットとの間で資本業務提携契約を締結しております。上記以外に、当社とジーイエットとの間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	ジーイエットは、当社のその他の関係会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(n)　最近３年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）

決算期	2024年２月期	2025年２月期	2026年２月期
純資産	2,707	1,234	1,797
総資産	8,375	7,303	7,093
１株当たり純資産（円）	175.09	79.84	70.19
売上高	15,409	13,119	11,590
営業利益	△910	△1,213	△2,383
経常利益	△854	△1,161	△2,644
当期純利益	△1,151	△1,472	△3,076
１株当たり当期純利益（円）	△74.46	△95.25	△138.51
１株当たり配当金（円）	－	－	－

（注）ジーイエットは、2026年２月期まで連結財務諸表を作成していないため、上記の数値は単体の数値です。

（注１）ジーイエットの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年11月12日現在におけるものです。

ジーイエットは、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。当社は、ジーイエットが取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日2026年５月22日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、取引所ホームページにて確認することにより、当社は、ジーイエット、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

（注２）ジーイエットは、2026 年２月期まで連結財務諸表を作成していないため、上記の数値は単体の数値です。同社は、2027 年２月期第１四半期より連結決算に移行しております。

② Ｇファンド

(a) 名称	G Future Fund１号投資事業有限責任組合 （ジーフューチャーファンドイチゴウトウシジギョウユウゲンセキニンクミアイ）	
(b) 所在地	東京都千代田区丸の内２丁目２番地１号	
(c) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(d) 組成目的	投資先企業の企業価値向上を通して、組合員の財産を最大化することを目的とする。	
(e) 組成日	2023 年９月７日	
(f) 出資の総額	30億円	
(g) 出資者・出資比率・出資者の概要	（無限責任組合員） ・トラストアップ株式会社 0.06％ （有限責任組合員） ・ジーエフホールディングス株式会社及びその関係会社 98.68％ ・株式会社プレンティー 0.06％ ・個人 1.2％※ ※個人名については、守秘性の高い情報であるため、当該ファンドの方針（出資者との守秘義務契約）により控えさせていただきます。	
(h) 業務執行組合員の概要	名称	トラストアップ株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
	代表者の役職・氏名	代表取締役　鈴江 正幸
	事業内容	投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合財産の運営及び管理、経営コンサルティング、不動産事業
	資本金	2,000 万円
(i) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	当社株式を 16,197,300 株（議決権比率 16.44％）保有しております。（2026 年 10 月 14 日現在） また、第 12 回新株予約権 920,000 個（潜在株式数 92,000,000 株）を保有しております。なお、第 12 回新株予約権については、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、全て取得し、消却する予定です。 人的関係・取引関係はありません。 また、関連当事者にも該当しません。

	当社と業務執行組合員との間の関係	資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、関連当事者にも該当しません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

（注）G ファンドの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026 年 11 月 12 日現在におけるものです。

当社は、割当予定先である G ファンド及びその出資者であるジーエフ社と代表取締役である児玉和宏氏、トラストアップ株式会社と代表取締役である鈴江正幸氏、株式会社プレンティーと代表取締役である尾持繁美氏、gf.P 株式会社と代表取締役である浅見幸正氏について、反社会的勢力等と何らかの関係性を有していないか確認するため、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、G ファンドが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、G ファンドからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目 26 番４号、代表取締役：中村勝彦）に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026 年 10 月 16 日、G ファンド及びその出資者であるジーエフ社と代表取締役である児玉和宏氏、トラストアップ株式会社と代表取締役である鈴江正幸氏、株式会社プレンティーと代表取締役である尾持繁美氏、gf.P 株式会社と代表取締役である浅見幸正氏に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。以上から総合的に勘案し、当社は G ファンド及びその出資者であるジーエフ社と代表取締役である児玉和宏氏、トラストアップ株式会社と代表取締役である鈴江正幸氏、株式会社プレンティーと代表取締役である尾持繁美氏、gf.P 株式会社と代表取締役である浅見幸正氏については、反社会的勢力等との関係がないものと判断し、反社会的勢力等と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。なお、ジーエフ社は、G ファンドにおいて主要な出資者であり、その影響力により、G ファンドが当社株主としての権利行使を行う権限又はその指図権限、投資権限に対して、実質的な影響を与える可能性があります。

③ EVO FUND

① 名称	EVO FUND （エボ ファンド）	
② 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資目的	
⑤ 組成日	2006 年 12 月	
⑥ 出資の総額	払込資本金：１米ドル 純資産：約222.9百万米ドル（2026年７月31日現在）	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	議決権：Tiger Holdings Ltd. 100％（Tiger Holdings Ltd.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有）	
⑧ 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町４番１号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業

	資本金	12億1,905万8,875円
⑩ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	本日現在、EVO FUNDは、当社普通株式6,730,100株及び第11回新株予約権548,120個（潜在株式数54,812,000株）を保有しております。なお、第11回新株予約権については、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、全て取得し、消却する予定です。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

（注）EVO FUNDの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年11月12日現在におけるものです。

当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目26番４号、代表取締役：中村勝彦）にEVO FUND並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年10月13日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、EVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

① ジーイエット

ジーイエットは、当社の主要株主及び筆頭株主であり、2026年２月24日付「ジーイエット株式会社との資本業務提携契約の締結、及び当社の主要株主による当社株式の売出しに関するお知らせ」にて公表のとおり、2026年２月に締結した資本業務提携契約に基づき、当社のシステム開発、IT・セキュリティ及びデータ基盤構築に関する知見と人的リソースを活用したジーイエットの基幹システム、データ基盤、情報セキュリティその他のITインフラ及びDX施策の企画・構築・運用の支援、デジタルマーケティング及びCRMに関する施策の支援、IPビジネスの共同活用並びに両社の顧客・ユーザ基盤を活用した新規事業の検討等において連携を進めております。

当社グループとジーイエットとの資本関係を一層強化し、上記の業務提携の実効性を高めるとともに、新株予約権の行使状況に左右されることなく、払込期日において確実に資金を確保することを目的として、ジーイエットに対して本新株式による追加出資を依頼したところ、これを快諾いただいたため、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

② Gファンド

当社は、2023年12月25日付「ジーエフホールディングス株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、ジーエフ社との資本業務提携を締結しております。その際の資本提携内容として

ジーエフ社が出資するGファンドが当社普通株式を保有することとしております。この資本提携にあたっては、当社がEVO FUNDに発行した第８回新株予約権のうち半数にあたる843,000株分を、EVO FUNDが行使した後に、G ファンドに譲渡したことで成立しております。また、資本提携関係の更なる強化を目的として、残存する第８回新株予約権の843,000株分を同様のスキームで取得していただくべく準備を進めてきましたが、当社株式の株価が第８回新株予約権の下限行使価額を下回っていたことから、2024 年９月に第三者割当増資にて当社普通株式843,000株をGファンドに割り当てることとし、2024年９月11日付「資本業務提携変更契約の締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社、ジーエフ社及びGファンドにおいて、資本業務提携変更契約を締結することで資本関係の強化を実現いたしました（未行使の第８回新株予約権843,000株分につきましては、第三者割当増資の実施に合わせて取得及び消却しております。）。

なお、この資本提携の強化にあたっては、当社、ジーエフ社及びGファンドと資本業務提携契約を再締結しております。

その後、当社は2024年12月にGファンドを割当先とする第９回新株予約権を発行し、2026年10月14日までにGファンドが保有する第９回新株予約権についてすべて行使が完了しております（Gファンドは保有する新株予約権の一部を岡﨑氏に譲渡しております。）。2025年12月には、当社は、第12回新株予約権を発行し、Gファンドは920,000個の割当てを受けております。もっとも、当社の株価は、第12回新株予約権の本日現在の行使価額である30円を下回る水準で推移したことから、本日までに、第12回新株予約権のうちGファンドが保有するものについては行使が行われておらず、資金使途に必要な資金の調達が停滞しております。そこで、EJS から、本社債及び本新株予約権の発行による資金調達の提案を受け、ジーイエットより、同社に対する本新株式による追加出資もご快諾いただいたことから、当社は、Gファンド保有分の第12回新株予約権を取得及び消却し、本新株予約権にリファイナンスすることでより蓋然性の高い資金調達が可能となると判断いたしました。

G ファンドは、2026 年３月 31 日付「ジーイエット株式会社との資本業務提携契約の締結、及び当社の主要株主による当社株式の売出し（開示事項の経過）、並びに、主要株主等の異動に関するお知らせ」にて公表のとおり、ジーイエットによるGファンドに対する第三者割当の対価として、保有する当社株式の一部である 21,441,900 株をジーイエットに対して現物出資しておりますが、G ファンドは、ジーイエットの発行済株式の59.5%を保有している（2026年８月31日時点）ため、ジーイエットを通じて間接的に当社株式を継続して保有しております。また、前述のとおり、当社は、2026 年２月にジーイエットとも資本業務提携を締結しております。このような当社との関係性を背景として、G ファンドは、第 13 回新株予約権及び第14 回新株予約権の行使により取得する当社株式について、中長期保有の方針であり、権利行使を行うタイミングについては、当社株式の株価の推移にかかわらず、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針である旨を確認しております。これらの事情をふまえ、当社はGファンドが引受先として妥当であると判断し、2026年８月より本格的に検討を開始し、2026年10月に割当予定先に選定いたしました。

③ EVO FUND

当社は、2022 年 11 月に第三者割当による第２回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第７回新株予約権の発行を行って以降、複数回にわたり EVO FUND を割当先とした資金調達を行ってまいりました。直近では、2025年11月20日にEVO FUNDを割当予定先として第11回新株予約権の発行を決議し、2025年12月26日に発行いたしました。

しかしながら、当社の株価が当初の想定を下回る水準で推移したことにより、計画通り行使が進捗せず、前回開示に記載の資金使途に必要な資金の確保に遅れが生じておりました。このような状況下で、当社は、2026年８月に、EJSに対して、より実効性の高い資金調達手法に関する助言を求めました。これを受け、当初は同社から第 11 回新株予約権の取得及び消却並びに新たな行使価額修正型新株予約権の発行によるリファイナンスに関する提案を受けましたが、当社としてより蓋然性の高い資金調達手法を協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的

な影響を抑制しつつ既存株主の利益に配慮しながら第11回新株予約権及び第12回新株予約権による資金調達のリファイナンスを行うことができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。

割当予定先であるEVO FUNDは、2001年に設立されたEVOLUTIONの中核となる投資ファンドです。その国内代理人であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（関東財務局長（金商）第20号）は、東京都千代田区のニューオータニガーデンコートに専門チームを設置し、資金調達のアレンジメント業務（注１）、案件の執行及び発行後の運用管理を担っております。EVO FUNDは、取締役の派遣等による経営関与を行わない純投資を基本としております。同社の手法は、発行会社の経営の自由度を確保する観点から、将来の証券及び株式発行を制限せず、今後の資金調達に係る優先交渉権及び先買権を付さない設計を特徴としております。また、スワップにより保有実態を不透明化する手段を用いない方針とされております。EVO FUNDには、こうした設計及び方針を独自の標準として他社に先駆けて確立し、25年以上にわたり日本株への投資を継続してきた実績があります。グループとしては、上場企業70社超に対する第三者割当案件として150件超、累計調達金額約1.4兆円(注２)に上り、2023年以降、国内第三者割当リーグテーブルにおいて毎年第１位を獲得しております(注３)。

（注１）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（注２）EJSが当初想定調達金額を元に算出しております。

（注３）出所：EJS

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

①　ジーイエット

ジーイエットからは、本新株式の発行によって取得する当社株式について、中長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。

②　Gファンド

Gファンドからは、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の行使により取得する当社株式について、中長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。権利行使を行うタイミングについては、当社株式の株価の推移にかかわらず、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針であること、また、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を、口頭により確認しております。

③　EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、本買取契約において、EVO FUNDが第15回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。また、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①　ジーイエット

当社は、ジーイエットの直近の半期報告書（2026年10月14日提出）における財務諸表に記載の現金及

び預金（1,364 百万円）の状況を確認した結果、本第三者割当により発行される本新株式の払込金額の総額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

② Gファンド

当社は、割当予定先であるGファンドの財政状態について、Gファンドの2026年10月23日時点における金融機関の通帳残高の写しを受領し、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、ジーエフ社より直近３期分の決算報告書の提出を受け、その財務内容の精査をするとともにグループの経営状況をヒアリングした結果、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の行使並びにGファンドが保有する他社の新株予約権の行使に都度必要な資金を確保するための資金力は十分にあり、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の権利行使は可能であると判断しております。

③ EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の2026年８月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、払込期日において第15回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額及び本社債の払込金額の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、第15回新株予約権の行使にあたって、EVO FUNDは、基本的に第15回新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUNDは第15回新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUNDは、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、前述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額をEVO FUNDの純資産残高から控除した上でなお、第15回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第15回新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

第15回新株予約権の発行に伴い、EVO FUNDは、ジーイエットとの間で株券貸借契約を締結し、当社普通株式の借入れ（貸借株数（上限）：7,000,000株、貸株期間：2026年11月12日～2029年１月10日、貸株料：０％、担保：なし）を行う予定です。

８．第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2026年９月30日現在）		募集後	
株主名	持株比率（%）	株主名	持株比率（%）
ジーイエット株式会社	23.69	G Future Fund１号投資事業有限責任組合	52.97
G Future Fund１号投資事業有限責任組合	9.06	ジーイエット株式会社	11.28
岡﨑　太輔	8.84	岡﨑　太輔	2.03
楽天証券株式会社	4.38	楽天証券株式会社	1.01
石井　武	2.00	石井　武	0.46
NHNテコラス株式会社(旧：NHN JAPAN㈱)	1.23	NHNテコラス株式会社(旧：NHN JAPAN㈱)	0.28
GMOクリック証券株式会社	1.17	GMOクリック証券株式会社	0.27
株式会社SBI証券	0.66	株式会社SBI証券	0.15
三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	0.64	三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	0.15
前田　喜美子	0.59	前田　喜美子	0.13

（注）１．「持株比率」は、2026年９月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

２．募集後の「持株比率」は募集後の所有株式数に係る議決権の数を、2026年９月30日時点の総議決権数(905,180個)に、2026年10月以降2026年10月14日までに第９回新株予約権行使により増加した株式数に係る議決権数（80,000個）及び本新株式の発行及び本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(2,955,000個)を加えた数（3,940,180個）で除して算出しております。

３．EVO FUNDの第15回新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、EVO FUNDは、第15回新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUNDによる第15回新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の算定に際して、EVO FUNDが第15回新株予約権の行使により取得可能な当社普通株式はEVO FUNDの所有株式数に含めておりませんが、募集後の発行済株式総数には含めております。

４．「持株比率」は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

９．今後の見通し

当社は、本資金調達により調達した資金を、上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の拡大と収益確保及びこれに伴う財務基盤の安定化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10．企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きを要します。

つきましては、2026年12月24日開催予定の本定時株主総会に付議する本第三者割当に関する議案の中で、

本第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

11. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

決算期	2024年９月期	2025年９月期	2026年９月期
売上高（千円）	3,516,498	2,897,753	2,568,575
営業損失（△）（千円）	△452,772	△467,294	△636,824
経常損失（△）（千円）	△416,200	△441,545	△1,191,686
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△452,268	△434,656	△1,281,539
１株当たり当期純損失金額（△）（円）	△22.01	△12.83	△15.82
１株当たり配当額（円）	―	―	―
１株当たり純資産額（円）	35.62	17.00	6.62

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年11月11日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式98,543,233株	100.00％
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	普通株式184,812,000株	187.54％

（注）上記潜在株式数は、2026年11月11日現在の第11回新株予約権及び第12回新株予約権に係る潜在株式数であります。なお、「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第11回新株予約権及び第12回新株予約権（Gファンド保有分）は取得及び消却される予定です。

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2024年９月期	2025年９月期	2026年９月期
始　　値	210円	102円	74円
高　　値	211円	122円	74円
安　　値	78円	42円	25円
終　　値	101円	74円	28円

② 最近６ヶ月間の状況

	2026年６月	７月	８月	９月	10月	11月
始　　値	30円	27円	27円	30円	29円	18円
高　　値	31円	31円	34円	30円	30円	23円
安　　値	25円	26円	26円	28円	18円	17円
終　　値	27円	27円	30円	28円	19円	22円

（注）2026年11月の状況につきましては、2026年11月11日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年11月11日
始　　値	21円
高　　値	23円
安　　値	21円
終　　値	22円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

【第三者割当による第９回新株予約権の発行】

割当日	2024年12月27日
発行新株予約権数	439,532個
発行価額	総額4,396円（新株予約権１個当たり0.01円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	659,302,396円 （653,802,396円）
割当先	G Future Fund１号投資事業有限責任組合
募集時における発行済株式数	21,693,533株
当該募集による潜在株式数	43,953,200株
現時点における行使状況	行使済株式数：43,953,200株（残新株予約権数：０個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	651,302,396円（643,096,003円）
発行時における当初の資金使途（注１）	① 新規タイトルの開発・運営資金：950百万円 ② 開発要員確保に係る資金：70百万円
発行時における支出予定時期	① 2024年12月～2027年３月 ② 2024年12月～2027年12月
現時点における充当状況（注２）	① 768百万円 ② 26百万円

（注）１．下記【第三者割当による第 10 回新株予約権の発行】により調達する資金に係る使途との合計額であります。

２．下記【第三者割当による第 10 回新株予約権の発行】により調達する資金に係る充当額との合計額であります。また、充当状況は2026年10月31日時点のものであります。なお、上記①の充当金額768百万円のうち、2026年10月分の73百万円については、本日現在、同月の月次決算が確定していないため、同月の予算額に基づく見積額を記載しております。当該見積額は確定した充当実績ではなく、実際の充当額とは異なる可能性があります。2026年11月12日付公表の「第三者割当による第９回及び第10回新株予約権並びに第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の資金使途の変更に関するお知らせ」に記載の通り資金使途を変更した後の、手取金の使途及び充当予定額に対する充当状況を記載しております。

【第三者割当による第10回新株予約権の発行】

割当日	2024年12月27日
発行新株予約権数	177,085個

発行価額	総額1,771円（新株予約権１個当たり0.01円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	371,880,271円 （366,380,271円）
割当先	EVO FUND（エボ ファンド）
募集時における発行済株式数	21,693,533株
当該募集による潜在株式数	17,708,500株
現時点における行使状況	行使済株式数：17,708,500株 （残新株予約権数：０個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	371,880,271円 （363,673,878円）
発行時における当初の資金使途（注１）	① 新規タイトルの開発・運営資金：950百万円 ② 開発要員確保に係る資金：70百万円
発行時における支出予定時期	① 2024年12月～2027年３月 ② 2024年12月～2027年12月
現時点における充当状況（注２）	① 768百万円 ② 26百万円

（注）１．上記【第三者割当による第９回新株予約権の発行】により調達する資金に係る使途との合計額であります。

２．上記【第三者割当による第９回新株予約権の発行】により調達する資金に係る充当額との合計額であります。また、充当状況は2026年10月31日時点のものであります。なお、上記①の充当金額768百万円のうち、2026年10月分の73百万円については、本日現在、同月の月次決算が確定していないため、同月の予算額に基づく見積額を記載しております。当該見積額は確定した充当実績ではなく、実際の充当額とは異なる可能性があります。2026年11月12日付公表の「第三者割当による第９回及び第10回新株予約権並びに第11回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第12回新株予約権の資金使途の変更に関するお知らせ」に記載の通り資金使途を変更した後の、手取金の使途及び充当予定額に対する充当状況を記載しております。

【第三者割当による第11回新株予約権の発行】

割当日	2025年12月26日
発行新株予約権数	700,000個
発行価額	総額3,500,000円（新株予約権１個当たり５円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	4,133,500,000円（4,076,899,000円）
割当先	EVO FUND（エボ ファンド）
募集時における発行済株式数	67,355,233株
当該募集による潜在株式数	70,000,000株（下限行使価額においても同数）
現時点における行使状況	行使済株式数：15,188,000株（残新株予約権数：548,120個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	634,950,000円（609,133,596円）
発行時における当初の資金使途	① M&A資金(オカザキホールディングス)：892百万円 ② M&A資金（その他）：1,108百万円 ③ 暗号資産事業（新規事業）の事業用資金：9,100百万円
発行時における支出予定時期	① 2026年１月～2027年６月 ② 2026年１月～2027年６月

	③ 2026年1月～2030年12月
現時点における充当状況	① 560百万円 ② － ③ －

（注）１．下記【第三者割当による第 12 回新株予約権の発行】により調達する資金に係る使途との合計額であります。
２．下記【第三者割当による第 12 回新株予約権の発行】により調達する資金に係る充当額との合計額であります。また、充当状況は2026年10月31日時点のものであります。
３．上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、残存する第11回新株予約権全てを取得し、消却する予定です。

【第三者割当による第12回新株予約権の発行】

割当日	2025年12月26日
発行新株予約権数	1,300,000個
発行価額	総額3,900,000円（新株予約権１個当たり３円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	7,023,900,000円（6,967,299,000円）
割当先	G Future Fund１号投資事業有限責任組合、石井武氏及び岡﨑太輔氏
募集時における発行済株式数	67,355,233株
当該募集による潜在株式数	130,000,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：０株（残新株予約権数：1,300,000個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	3,900,000円（3,741,430円）
発行時における当初の資金使途	① M&A資金(オカザキホールディングス)：892百万円 ② M&A資金（その他）：1,108百万円 ③ 暗号資産事業（新規事業）の事業用資金：9,100百万円
発行時における支出予定時期	① 2026年１月～2027年６月 ② 2026年１月～2027年６月 ③ 2026年１月～2030年12月
現時点における充当状況	① 560百万円 ② － ③ －

（注）１．上記【第三者割当による第 11 回新株予約権の発行】により調達する資金に係る使途との合計額であります。
２．上記【第三者割当による第 11 回新株予約権の発行】により調達する資金に係る充当額との合計額であります。また、充当状況は2026年10月31日時点のものであります。
３．上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、Gファンドが保有する第12回新株予約権全てを取得し、消却する予定です。
４．上記「発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）」は、発行当初の行使価額54円を前提として算定した金額です。第12回新株予約権の行使価額は本日現在30円ですが、本第三者割当の実行に伴い、取得及び消却の対象とならない第 12 回新株予約権の行使価額は調整される見込みです。当該調整に関し、開示すべき事実が発生した場合には速やかに開示します。

12．発行要項

別紙参照

Ⅱ．第１回無担保普通社債（私募債）の発行

当社は、本日開催の取締役会において、EVO FUND を割当予定先とする本社債の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（1） 社債の名称	株式会社オルトプラスホールディングス第１回無担保普通社債
（2） 社債の総額	金 150,000,000 円
（3） 各社債の金額	金 3,750,000 円の１種
（4） 払込期日	2026 年 12 月 25 日
（5） 償還期日	2028 年 12 月 29 日
（6） 利率	年率 0.0％
（7） 償還の方法	満期一括償還。但し、以下の繰上償還条項があります。 (a) 当社は、繰上償還日の５営業日前までに本社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 (b) 2026 年 12 月 25 日（当日を含む。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が３円以下となった場合、本社債権者は、当社が一定の株式等の発行等を決定又は公表した場合、組織再編行為、上場廃止等、50％を超える議決権を保有する株主の出現若しくはスクイーズアウトが生じた場合、又は本社債の払込期日から６ヶ月が経過した日以降いつでも、未償還の本社債の全部又は一部の繰上償還を請求することができます。 (c) 本新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれた金銭の累計額から既に本(c)に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が各社債の金額の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を繰上償還します。
（8） 担保・保証の有無	本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
（9） 割当先	EVO FUND
(10) その他	遅延損害金：年率 20.0％ 本社債の譲渡には、当社取締役会の承認を要します（但し、繰上償還請求が可能となった場合等を除きます。）。 社債管理者は設置しません。 本社債の発行は、第 15 回新株予約権が発行されることを前提条件とします。

Ⅲ．定款の一部変更

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2026 年 12 月 24 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．変更の理由

発行可能株式総数の変更

当社の定款第５条に定める発行可能株式総数は 359,000,000 株であり、2026 年 11 月 11 日現在の当社発行済株式総数は 98,543,233 株となっております。上記「Ⅰ．第三者割当による新株式及び第 13 回乃至第 15 回新株予約権の発行」に記載の本新株式の発行及び本新株予約権の行使に備えるとともに、今後の機動的な資本政策に備えるため、発行可能株式総数を増加させるものであります。なお、第 14 回新株予約権の行使に必要となる発行可能株式総数については、2027 年 12 月開催予定の当社定時株主総会において、改めて定款の一部変更に係る議案を付議する予定です。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は 359,000,000 株とする。	第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は 394,172,932 株とする。

３．日程

定款変更のための定時株主総会：2026年12月24日（木）（予定）

定款変更の効力発生日：2026年12月24日（木）（予定）

別紙１

株式会社オルトプラスホールディングス第 13 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称　株式会社オルトプラスホールディングス第 13 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 15,450 円（本新株予約権 1 個当たり 0.01 円）
3. 申込期日　2026 年 12 月 25 日
4. 割当日及び払込期日　2026 年 12 月 25 日
5. 募集の方法　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を G Future Fund1 号投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 154,500,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数　1,545,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額　金 0.01 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、3 円とする。
10. 行使価額の調整
 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

 (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 ① 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、本新株予約権と同日に当社普通株式を交付する場合、当社又は当社子会社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第 14 回新株予約権、第 15 回新株予約権及び当社又は当社子会社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.01 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 0.01 円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日に

おける当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026 年 12 月 28 日から 2029 年 12 月 28 日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

第 11 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所　　株式会社オルトプラスホールディングス　管理部

19. 払込取扱場所　　株式会社みずほ銀行　渋谷支店

20. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(3)　その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

別紙２

株式会社オルトプラスホールディングス第 14 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称　株式会社オルトプラスホールディングス第 14 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 3,800 円（本新株予約権 1 個当たり 0.01 円）
3. 申込期日　2026 年 12 月 25 日
4. 割当日及び払込期日　2026 年 12 月 25 日
5. 募集の方法　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を G Future Fund1 号投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 38,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数　380,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額　金 0.01 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、3 円とする。
10. 行使価額の調整
 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

 (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 ① 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、本新株予約権と同日に当社普通株式を交付する場合、当社又は当社子会社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第 13 回新株予約権、第 15 回新株予約権及び当社又は当社子会社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.01 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 0.01 円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日に

おける当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2028 年 1 月 1 日から 2031 年 1 月 6 日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

(1) 2027 年 9 月期末の直後に開催予定の定時株主総会において、発行可能株式総数の拡大に関する議案が否決された場合であって、当該定時株主総会開催日の翌取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。)に本新株予約権が残存している場合には、当該日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

(2) 第 11 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所　　株式会社オルトプラスホールディングス　管理部
19. 払込取扱場所　　株式会社みずほ銀行　渋谷支店
20. その他
 (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

別紙３

株式会社オルトプラスホールディングス第 15 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称　株式会社オルトプラスホールディングス第 15 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 8,000 円（本新株予約権 1 個当たり 0.01 円）
3. 申込期日　2026 年 12 月 25 日
4. 割当日及び払込期日　2026 年 12 月 25 日
5. 募集の方法　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 (3) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 (4) 本新株予約権の目的である株式の総数は 80,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数　800,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額　金 0.01 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 (3) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 (4) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、3 円とする。
10. 行使価額の調整
 (3) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

 (4) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 ⑥ 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、本新株予約権と同日に当社普通株式を交付する場合、当社又は当社子会社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のた

めの株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

⑦ 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

⑧ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第 13 回新株予約権、第14回新株予約権及び当社又は当社子会社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

⑨ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑩ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.01 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(8) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 0.01 円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日に

おける当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(9) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(10) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026 年 12 月 28 日から 2028 年 12 月 29 日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

15. 新株予約権の行使請求の方法

(4) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 11 項に定める行使期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(5) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(6) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 17 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

17. 行使請求受付場所　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社　証券代行部

18. 払込取扱場所　　株式会社みずほ銀行　渋谷支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

20. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

21. その他

(4) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(5) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(6) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。